

長久手市

子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

長久手市

はじめに

このたび、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、「長久手市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、平成 27 年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を基礎として本市が取り組む子育て支援施策の、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の施策の方向性を定めたものです。



全国的に少子高齢化が進行する中、本市においては、総人口とともに 15 歳未満の子どもの数、子育て世帯も増加傾向にあります。一方、65 歳以上の高齢者人口も増加しており、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

このような状況の中、子どもの健やかな成長を支援していくためには、市民の皆様と行政とが手を携え、生活の場に息づいた一人ひとりの生活実感に視点を広げ、子育て施策を進めていく必要があります。

高齢者人口の増加は、一方で、豊富な知識と経験を持った方々が市内には数多くみえるということです。行政による切れ目のない子育て支援施策の充実とともに、若い世代や元気な高齢者を始めとした市民のみなさんが、地域で担っていた役割や居場所を取り戻し、子育て支援に積極的に関わることで、子育ての不安を安心に変え、「長久手だからこそ住みたい、住み続けたい」という個性のあるまちづくりを一緒になって進めていきましょう。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さま、長久手市子ども・子育て会議委員、長久手市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会委員を始め、関係各位に心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

長久手市長
吉田一平

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と目的	1
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	2
(1) 新制度のポイント	2
(2) 新制度における給付・事業	3
(3) 保育の必要性の認定	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画期間	6

第2章 子どもと親をとりまく状況と課題

1. 統計からみた長久手市の現状	7
(1) 人口・世帯数等の推移	7
(2) 就業者数の推移や産業構造	18
(3) 障がいのある児童に対する基本相談件数、障害児通所支援 の通所受給者証交付数	20
(4) 家庭児童相談、児童虐待通告受付件数	21
(5) 小学生以下の児童数の今後の推計	22
2. 長久手市の子育て支援事業の現状	24
(1) 子育て支援サービスの現状と利用の動向	24
3. アンケートからみた市民の意識と実態	30
(1) 調査の目的	30
(2) 調査の方法と配布・回収状況について	30
(3) 調査結果について（抜粋）	30
4. 次世代育成支援行動計画の達成状況	41
5. 本市の子育て家庭をとりまく課題	46

第3章 施策内容

1. 計画が目指す将来像	49
2. 課題に対する基本目標	50
3. 基本目標	51
4. 施策の体系	52
5. 施策の展開	54
基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり	54

基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり	61
基本目標3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり	66
基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり	70

第4章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定	73
2. 量の見込みと確保方策	73
(1) 就学前教育・保育	73
(2) 地域子ども・子育て支援事業	75
3. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	88
4. 計画の推進体制及び進捗状況の点検・評価	89

資料編

1. 長久手市子ども・子育て会議開催経緯	91
2. 長久手市子ども・子育て会議委員名簿	92
3. 長久手市子ども・子育て会議条例	93
4. 長久手市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会開催経緯	94
5. 長久手市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会委員名簿	96
6. 長久手市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会設置要綱	97

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と目的

いわゆる「1.57 ショック¹」以降、わが国では少子化を解消するための様々な取り組みがなされてきました。それにも拘らず少子化は依然として進行しており、将来の労働力不足や社会保障負担増大に対する懸念、また、共働き世帯等の多様なニーズに合わせた保育サービス整備の必要性が叫ばれています。加えて、核家族化や地域の人間関係の希薄化等により子育ての孤立感や負担感が増加していること、都市部においては待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連3法²」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

平成15年の「次世代育成支援対策推進法」制定によって、地方公共団体や事業主に行動計画策定が義務付けられることとなりました。本市では、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画とした「長久手町次世代育成支援行動計画」を策定し、基本理念に「楽しもう 支えよう ながくての子育て 一地域のきずなで子どもたちが輝くまちに一」を掲げ、計画を推進してきました。また、近年、土地区画整理事業によって子どもの人口が増加していることや、他の市町村に比べて子育て世帯が多いことなど、地域の実情に応じた少子化対策に取り組んできました。

今回、「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、本市においても子育て支援施策をこれまで以上に計画的に進めるため、「子ども・子育て支援法」に基づく「長久手市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成31年度を目標年度とする子育て支援に関する事業計画を定めました。本計画は、平成17年度から推進してきた「長久手町次世代育成支援行動計画」で定めた施策とも一貫性を保つ計画として位置づけています。

本計画の基本理念に、「子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち ながくて」を掲げています。これは、新制度に基づき子育て環境の充実を図っていくとともに、市民の方々が地域で担っていた役割や居場所を取り戻し、互いに助け合うことで、生きがいをもって充実した日々を過ごせる、一人ひとりの幸福度が高い「日本一の福祉のまち」の実現に向けた理念として定めたものです。

本計画に基づいた施策を計画的に進め、地域全体で子どもたちとその保護者を支え、楽しんで子育てができるまちとなることを目指します。

¹ 厚生省（当時）がまとめた平成2年の人口動態統計で、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）が過去最低の1.57となり、出生率が史上最低となった。

² 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律」の3法。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新制度のポイント

子ども・子育て支援法は、“保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、“幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進”することを趣旨として成立したものです。

同法の主なポイントとして、以下の三点が挙げられます。

1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼児期の教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設により、保育の量や種類を拡充します。
- ・ 保育所認可制度の仕組みの改善、「小規模保育」や「家庭的保育」等の多様な手法による保育への財政措置と基準の制定を行い、保育の量と質を確保します。
- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、処遇改善により支援の質を向上します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・ 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（児童クラブ、学童保育所）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことで、すべての子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。

(2) 新制度における給付・事業

新制度に位置づけられる給付・事業は以下のとおりです。

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

＜給付の対象＝教育・保育施設＞

- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所（定員 20 人以上）

■ 地域型保育給付

＜給付の対象＝地域型保育事業＞

- ・ 小規模保育事業（定員 6 人～19 人）
- ・ 家庭的保育事業（定員 5 人以下）
- ・ 事業所内保育事業
- ・ 居宅訪問型保育事業

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 延長保育事業
- ② 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）
- ③ 子育て短期支援事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑥ 地域子育て支援拠点事業
- ⑦ 一時預かり事業
- ⑧ 病児・病後児保育事業
- ⑨ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑩ 妊婦健康診査事業
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度では、3 歳以上のすべての子どもへの幼児期の教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

また、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業等の様々な事業（13 事業）が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、市町村が地域の実情に応じて実施することになります。

(3) 保育の必要性の認定

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定区分は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により以下の3区分となります。

	保育の必要性	
	なし	あり
満3歳以上	1号認定こども 満3歳以上の学校教育のみ (保育の必要性なし)の 就学前子ども 【利用施設】 幼稚園・認定こども園	2号認定こども 満3歳以上の保育の必要性の 認定を受けた就学前子ども 【利用施設】 保育所・認定こども園
満3歳未満		3号認定こども 満3歳未満の保育の必要性の 認定を受けた就学前子ども 【利用施設】 保育所・認定こども園 地域型保育

【保育の必要性を認定する際の客観的基準】

(1) 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由となるものは下記のとおりです。

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 市が定める基準以上の就労 | ⑦ 就学 |
| ② 妊娠・出産 | ⑧ 虐待やDVのおそれがあること |
| ③ 保護者の疾病 | ⑨ 育児休業時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること |
| ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護 | ⑩ その他、市が認める場合 |
| ⑤ 災害復旧 | |
| ⑥ 求職活動 | |

(2) 保育必要量

保育の必要性あり(2号・3号)の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定(1日最大11時間)」と「保育短時間認定(1日最大8時間)」があります。

※ 最大時間は、延長保育を除きます。

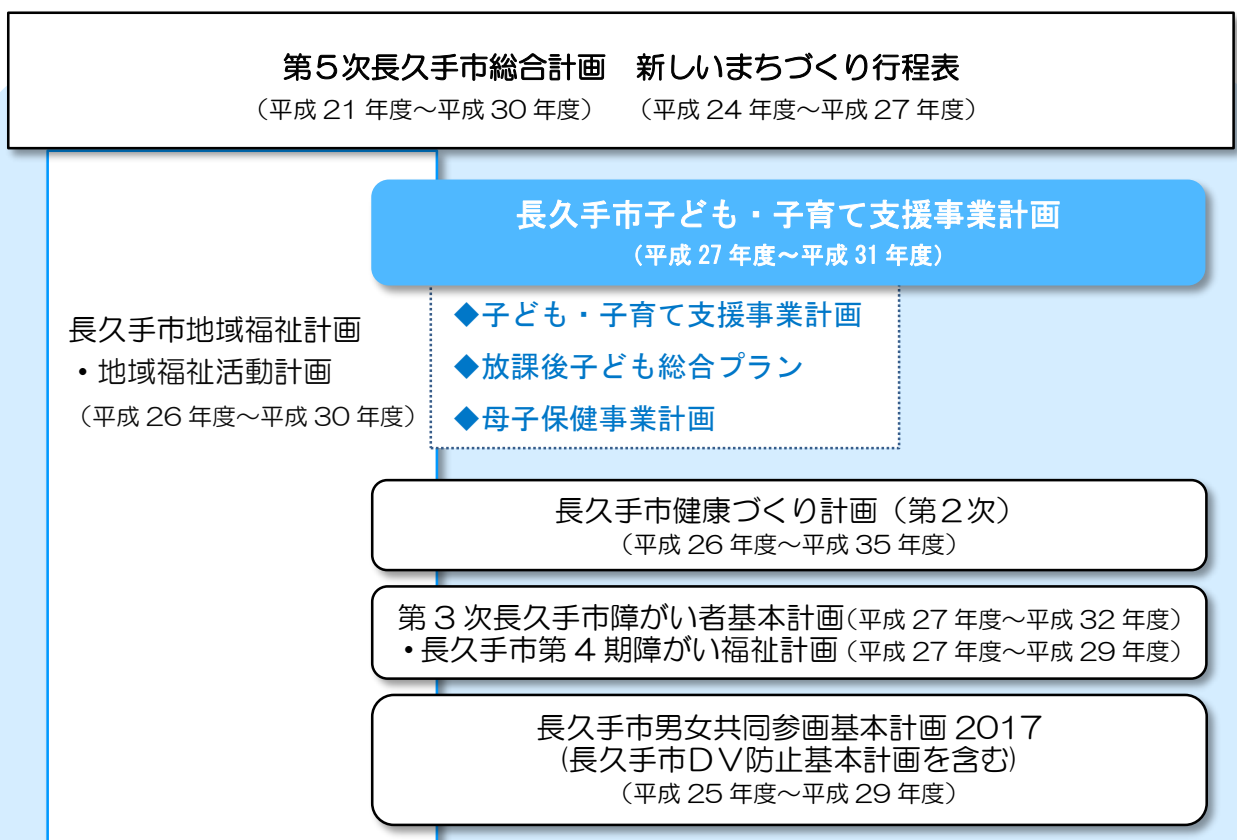
3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込み、確保内容及び実施時期、また、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関することを定めており、長久手町次世代育成支援行動計画とも一貫性を保つ内容となっています。

また、第 5 次長久手市総合計画を上位計画とし、長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容を踏まえ、放課後子ども総合プラン及び母子保健事業計画を包含した総合的な子ども・子育て支援分野の事業計画として位置づけています。計画の内容や施策は、その他の福祉関連施策との整合性を保ち推進していきます。

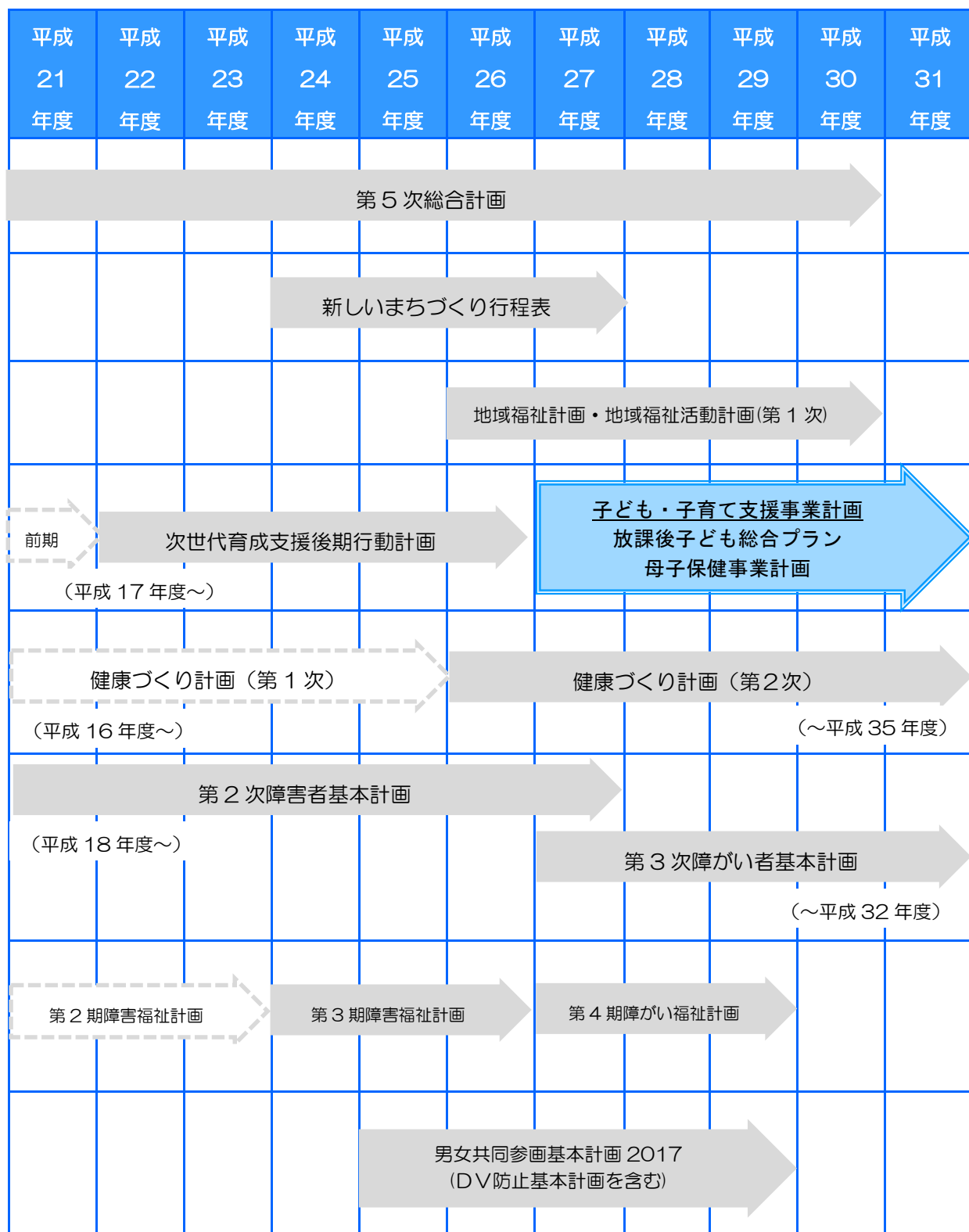
「子ども子育て支援法」 第 61 条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



4. 計画期間

本計画は、平成 27 年度から 5 年間を計画期間とし、平成 31 年度を目標年度として定めます。



第2章 子どもと親をとりまく状況と課題

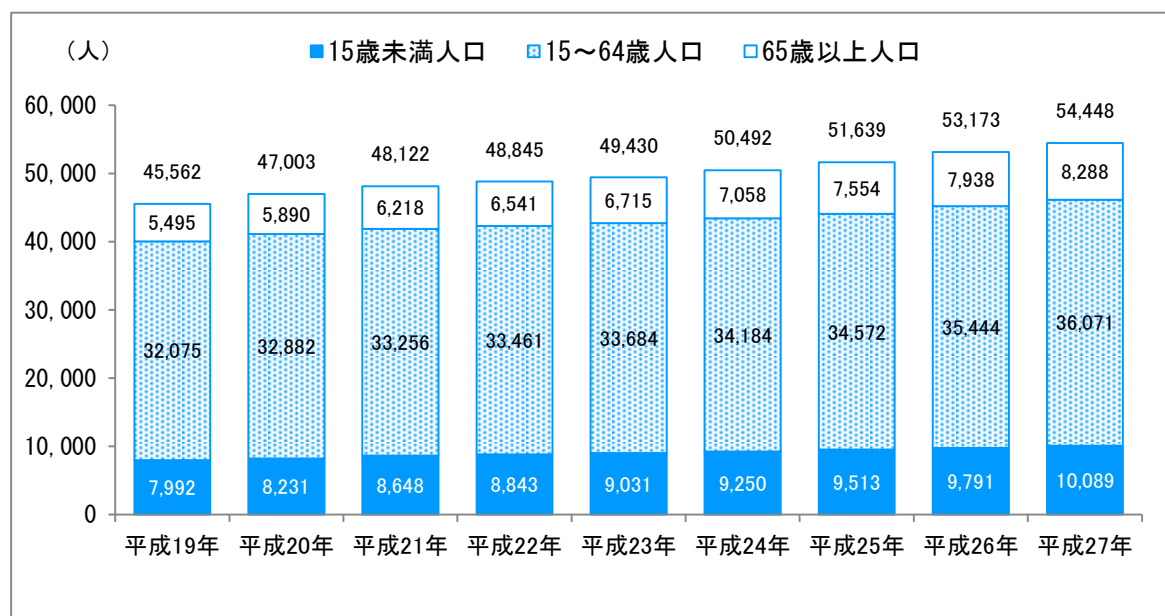
1. 統計からみた長久手市の現状

(1) 人口・世帯数等の推移

■年齢3区分別人口

本市の人口は平成19年から増加傾向であり、平成27年には54,448人となっています。年齢3区分別にみると、いずれの年齢区分も平成19年から平成27年にかけて増加し続けています。

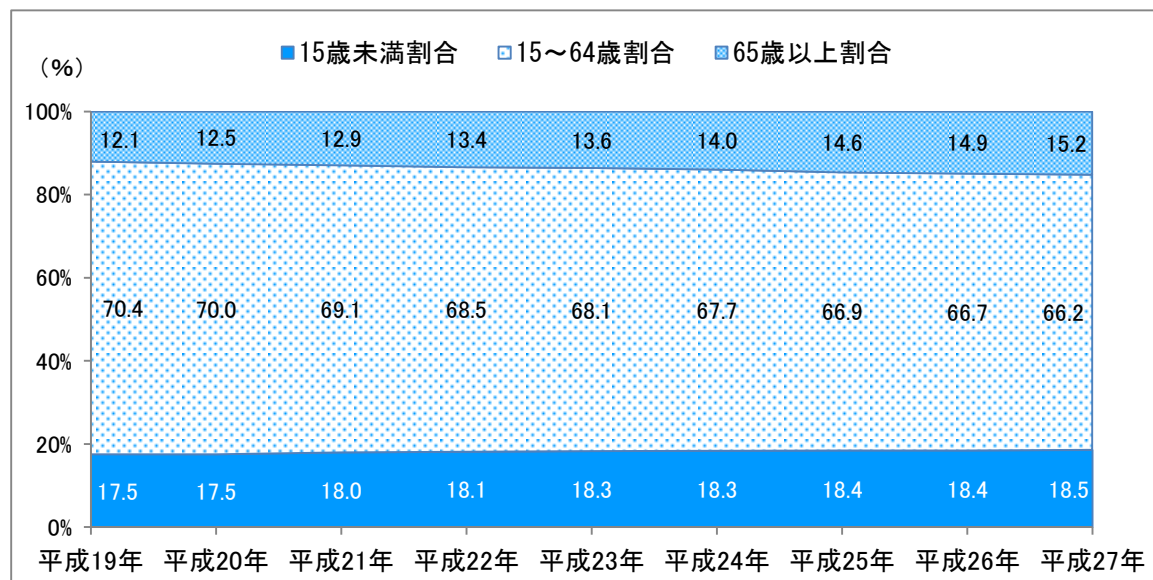
図表 1 総人口推移及び年齢3区分別人口¹



¹ 住民基本台帳（平成19年～平成26年4月1日現在、平成27年1月1日現在）

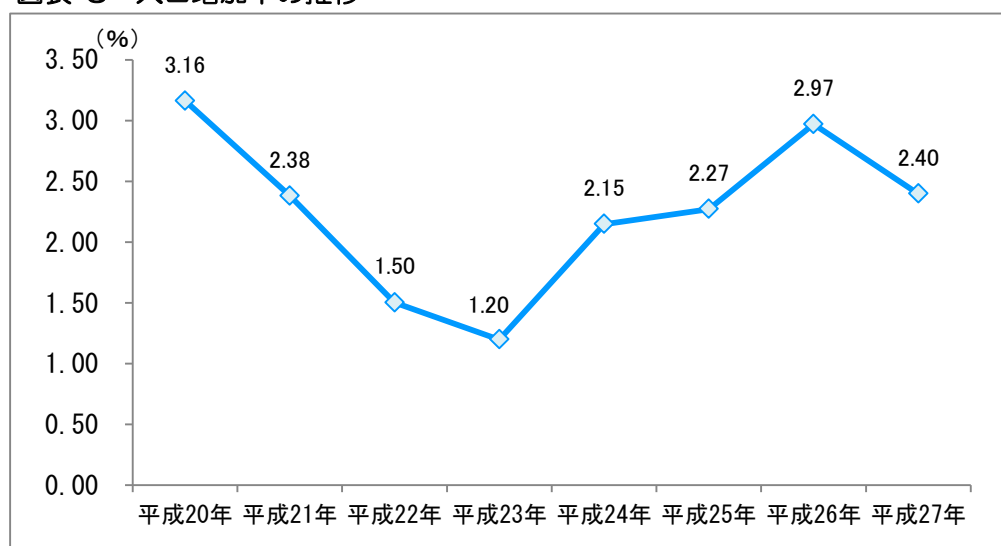
年齢3区分別人口割合をみると、「15歳未満割合」は平成19年からわずかに上昇しています。

図表 2 年齢3区分別人口割合¹



人口増加率をみると、平成20年以降下降し続けていた人口増加率が平成23年を境に上向きに転じています。

図表 3 人口増加率の推移²



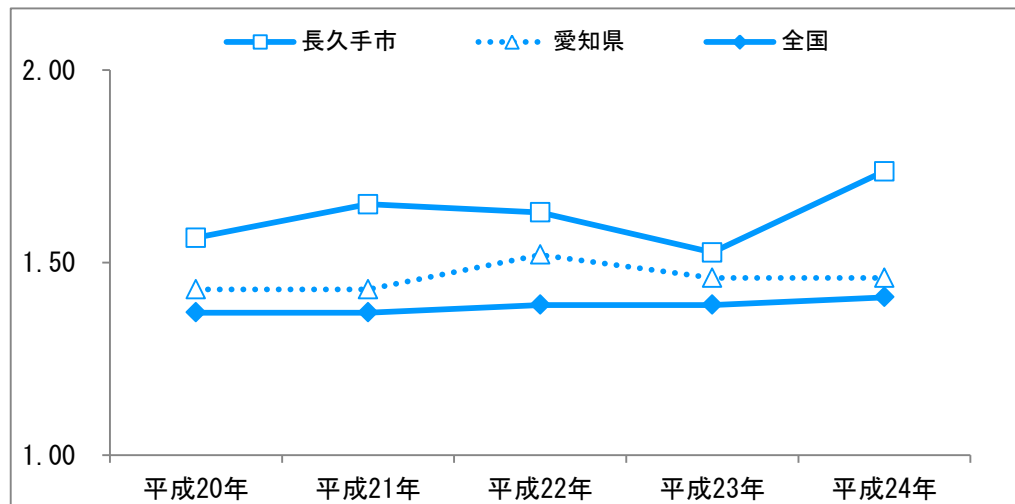
¹ 住民基本台帳（平成19年～平成26年4月1日現在、平成27年1月1日現在）

² 住民基本台帳（平成20年～平成26年4月1日現在、平成27年1月1日現在）

■合計特殊出生率

平成 20 年以降の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数を表す。）は、国・県平均よりも高い状況で、平成 24 年には 1.74 となっています。

図表 4 合計特殊出生率の推移¹



	長久手市	愛知県	全国
平成20年	1.56	1.43	1.37
平成21年	1.65	1.43	1.37
平成22年	1.63	1.52	1.39
平成23年	1.53	1.46	1.39
平成24年	1.74	1.46	1.41

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母親の5歳階級別出生数} \times 5}{5 \text{ 歳階級別女子人口}} \quad (15 \text{ 歳から } 49 \text{ 歳までの合計})$$

【参考】合計特殊出生率（ベイズ推定値）²

	長久手市	愛知県	全国
平成10～14年	1.46	1.42	1.36
平成15～19年	1.34	1.39	1.31
平成20～24年	1.55	1.51	1.38

¹ 愛知県衛生年報（出生数）、ながくての統計（人口）から算出

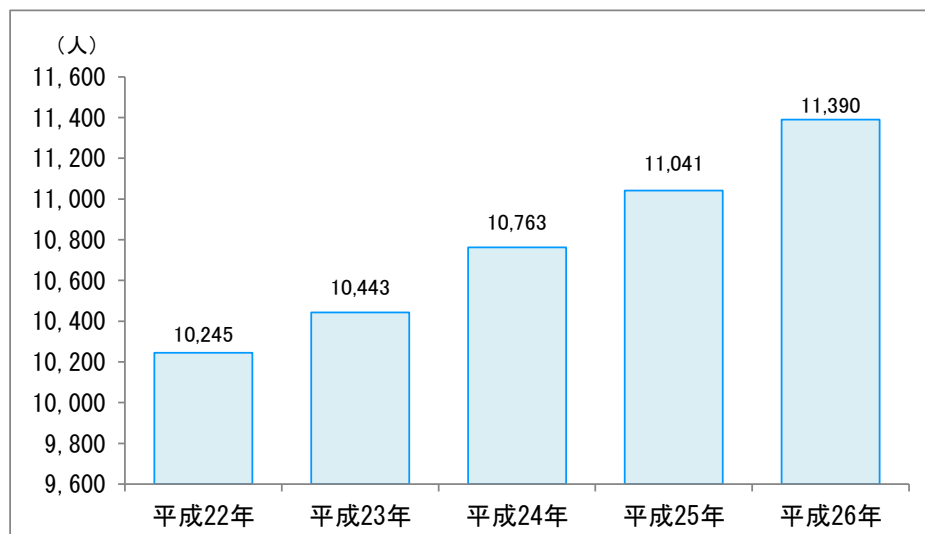
² 小地域により観測データが少なく推計が不安定になる場合に、当該小地域を含む周辺の状況を観測データと統合し、安定的な推定を行う推計手法。

■児童数の推移

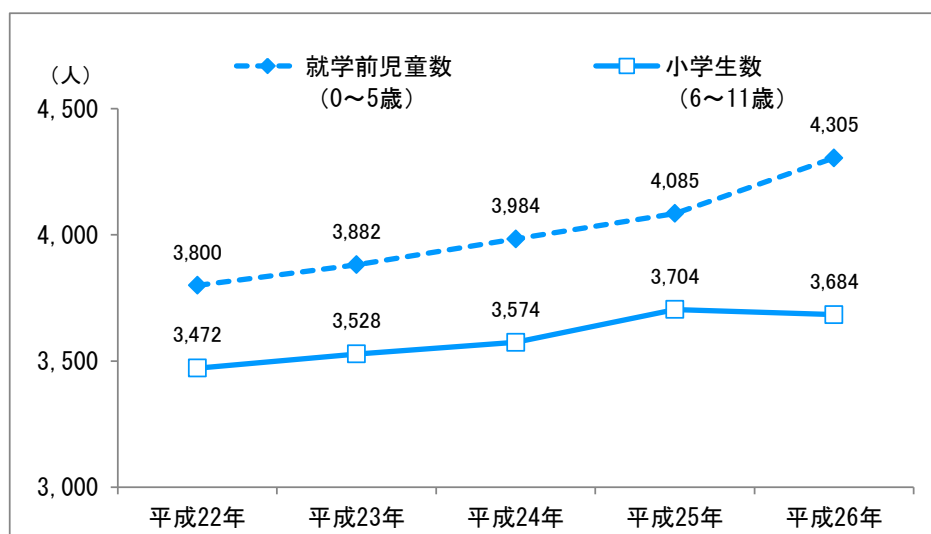
児童（０歳～１７歳）数の推移をみると、総人口が増加傾向にあるのと同様に児童数も増加傾向となっています。

就学前児童（０歳～５歳）数は増加傾向で推移していますが、小学生（６歳～１１歳）数については平成２５年まで増加傾向となっていました、平成２６年において前年と比べ減少しています。

図表５ 児童数（０歳～１７歳）の推移^１



図表６ 就学前（０歳～５歳）児童数^２・小学生（６歳～１１歳）数^３の推移



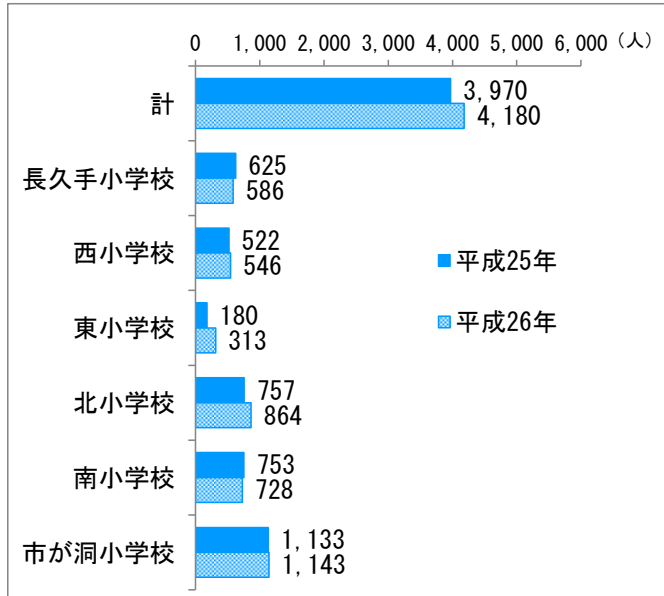
^１ 住民基本台帳（各年４月１日現在）

^２ 住民基本台帳（各年４月１日現在）

^３ 学校基本調査（各年５月１日現在）

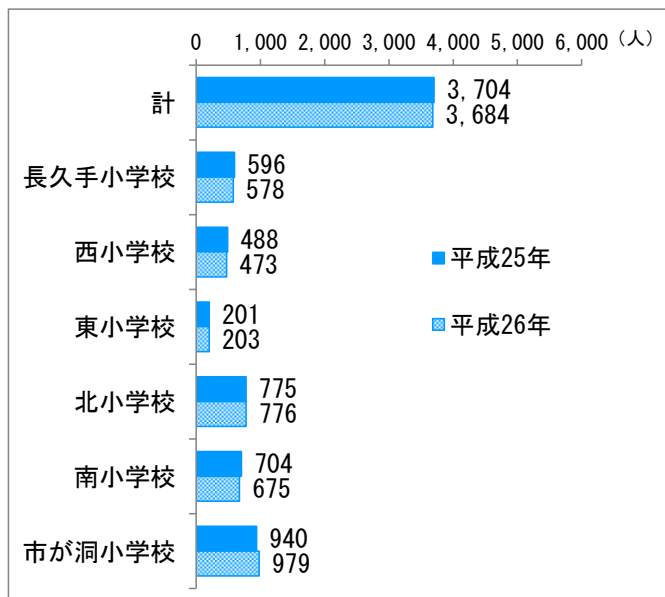
就学前児童数を小学校区別に平成 25 年と 26 年で比較すると、長久手小学校区と南小学校区では人数が減少し、その他の小学校区では増加しています。

図表 7 小学校区別就学前（0歳～5歳）児童数¹



小学生数を小学校区別に平成 25 年と 26 年で比較すると、長久手小学校区と西小学校区、南小学校区では人数が減少し、その他の小学校区では増加しています。

図表 8 小学校区別小学生（6歳～11歳）数²



¹ 住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在、重複校区分除く）

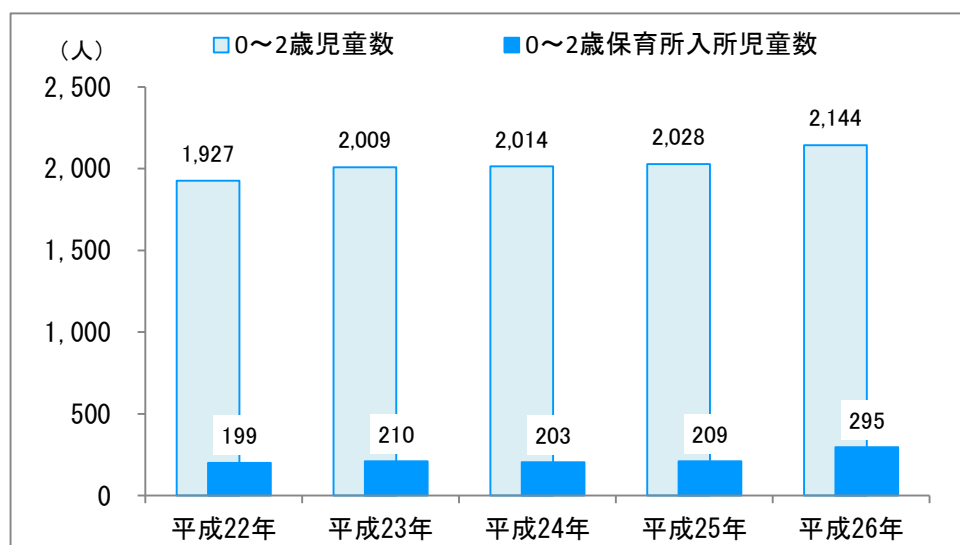
² 学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

■就学前児童数の傾向

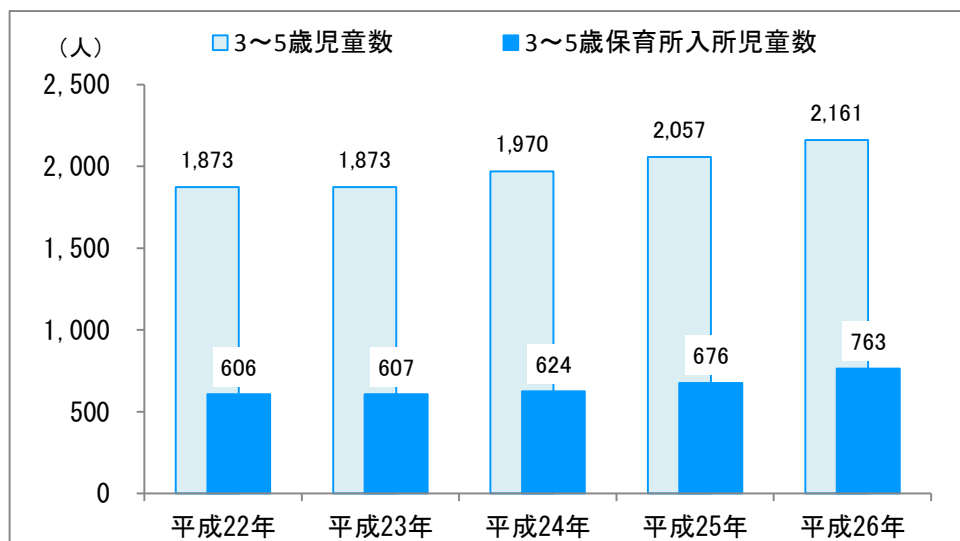
0～2歳の児童数は平成22年以降、増加傾向で推移しています。保育所入所児童数は、平成25年まで横ばいで推移していましたが、平成26年には新設保育所の完成に伴い295人となっています。

3～5歳の児童数についても平成22年以降、増加傾向で推移しています。保育所入所児童数は、平成26年の新設保育所の完成に伴い763人となっています。

図表 9 0～2歳児童数及び保育所入所児童数の推移¹



図表 10 3～5歳児童数及び保育所入所児童数の推移²



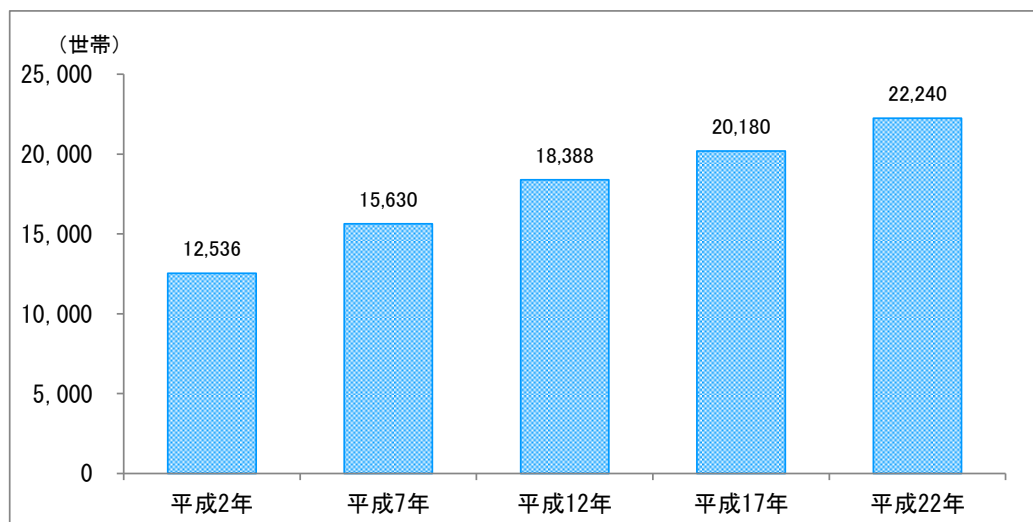
¹ 子育て支援課調べ（各年4月1日時点）

² 子育て支援課調べ（各年4月1日時点）

■世帯数

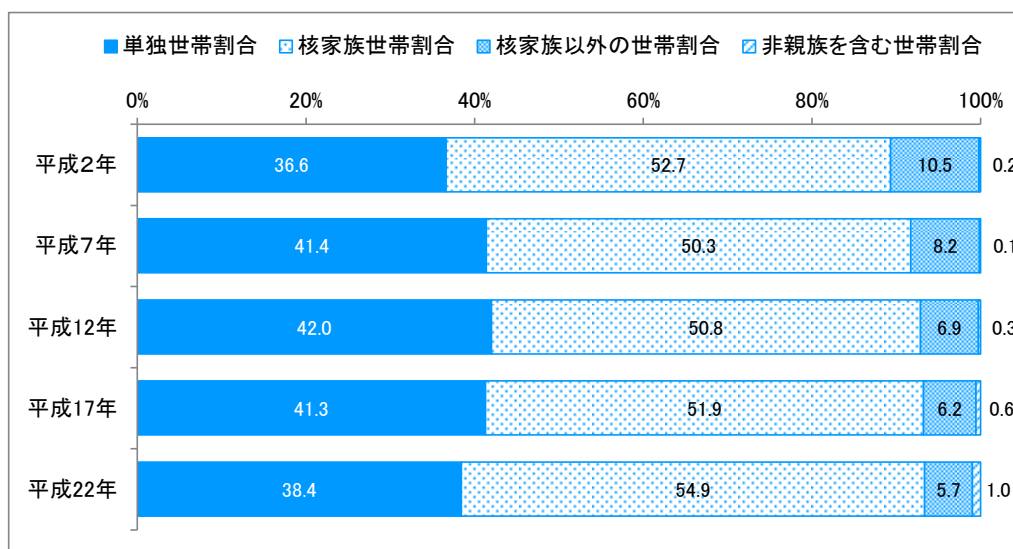
世帯数の推移をみると平成2年以降増加し続けており、平成22年には22,240世帯となっています。

図表 11 世帯数の推移¹



世帯構成の推移をみると、平成7年以降「核家族世帯割合」は上昇し続けています。反対に「核家族以外の世帯割合」は下降を続けています。

図表 12 世帯構成の推移²

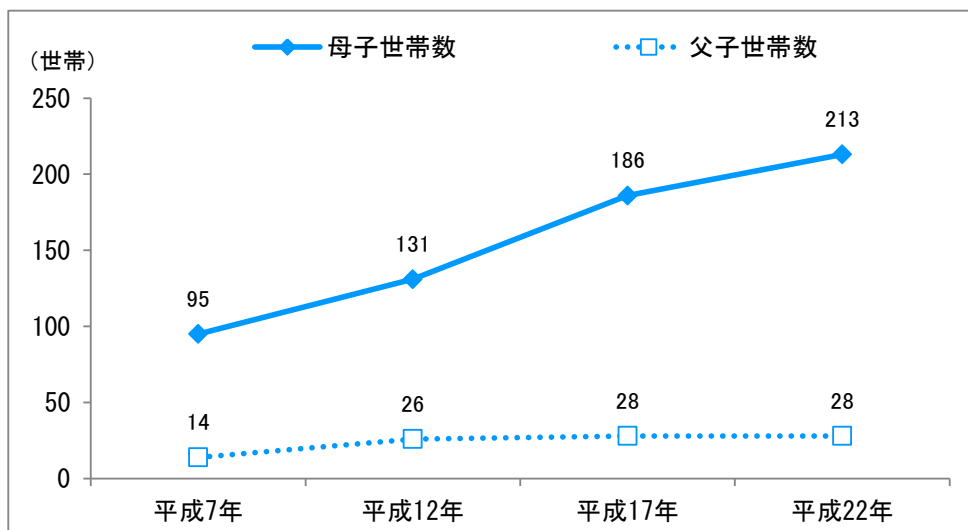


¹ 国勢調査

² 国勢調査

母子世帯数の推移をみると、平成7年以降増加しています。父子世帯数をみると30件弱で横ばいに推移しています。

図表 13 母子世帯数及び父子世帯数の推移¹

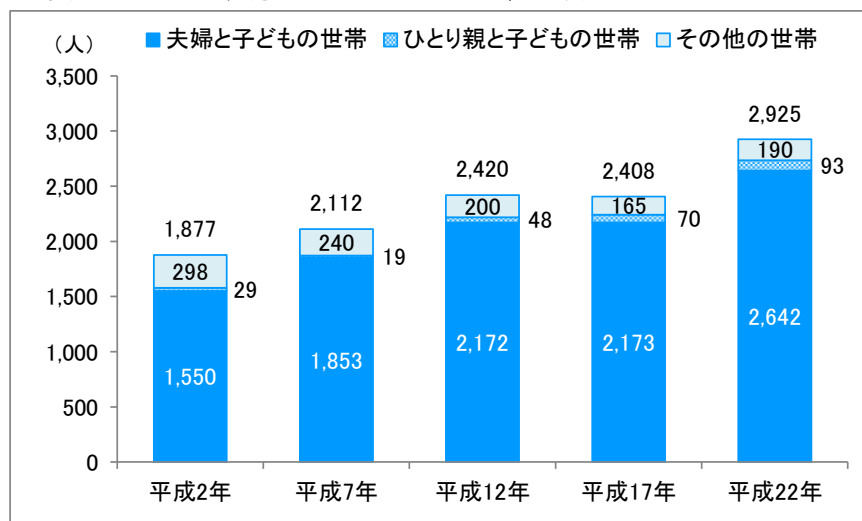


¹ 国勢調査

6歳未満の子どもがいる世帯は平成2年から増加傾向にあり、特に平成17年から平成22年にかけて大きく増加しており、平成22年には2,925世帯となっています。

6歳未満の子どもがいる世帯のうち、「夫婦と子どもの世帯」は平成22年に2,642世帯、「ひとり親と子どもの世帯」は93世帯、「その他の世帯」は190世帯となっています。

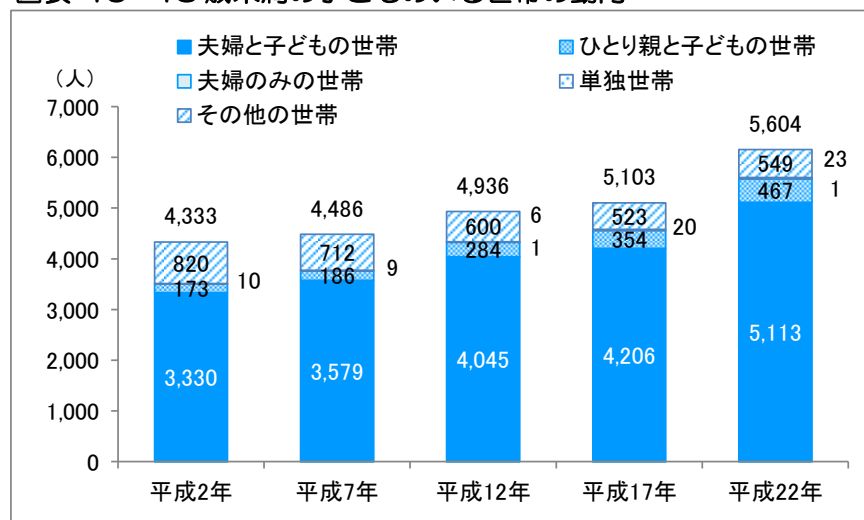
図表 14 6歳未満の子どもがいる世帯の動向¹



18歳未満の子どもがいる世帯も平成2年から増加傾向にあり、特に平成17年から平成22年にかけて大きく増加しており、平成22年には5,604世帯となっています。

18歳未満の子どもがいる世帯のうち、「夫婦と子どもの世帯」は平成22年に5,113世帯、「ひとり親と子どもの世帯」は467世帯、「夫婦のみの世帯」は1世帯、「単独世帯」は23世帯、「その他の世帯」は549世帯となっています。

図表 15 18歳未満の子どもがいる世帯の動向²



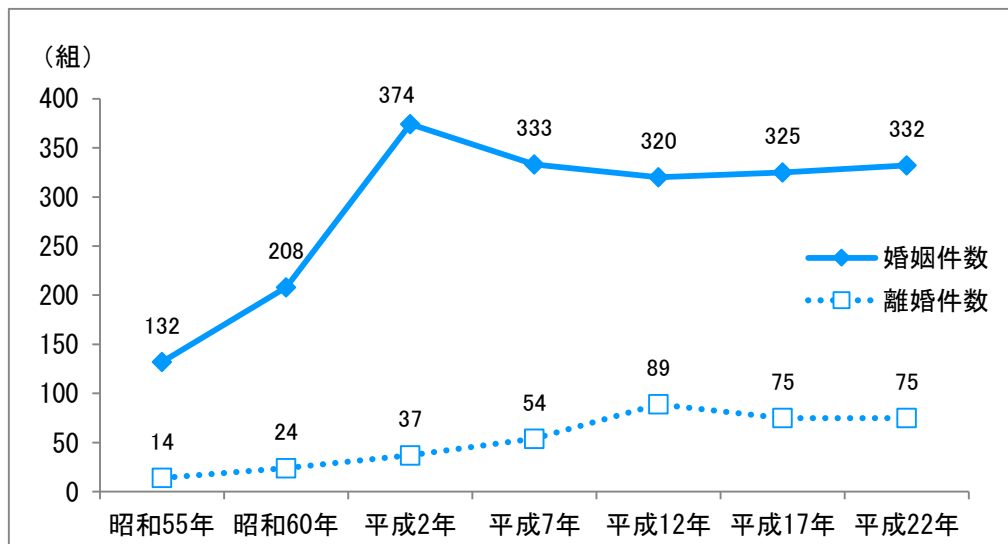
¹ 国勢調査

² 国勢調査

婚姻件数の推移をみると、昭和 55 年から平成 2 年にかけて 200 件以上増加していますが、平成 7 年以降は 300 件強で横ばいに推移しています。

離婚件数の推移をみると、昭和 55 年から平成 12 年にかけて増加傾向にありましたが、平成 17 年と平成 22 年は 75 件となっています。

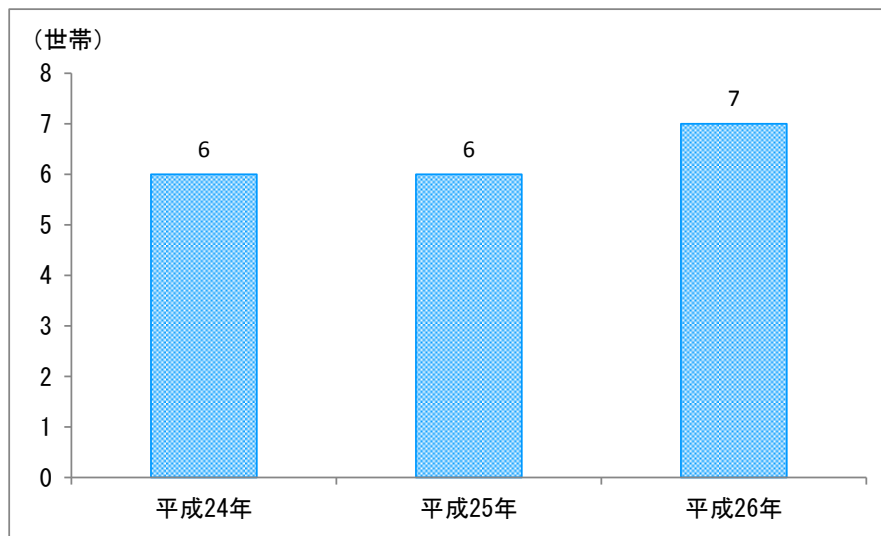
図表 16 婚姻・離婚件数の推移¹



¹ 人口動態調査

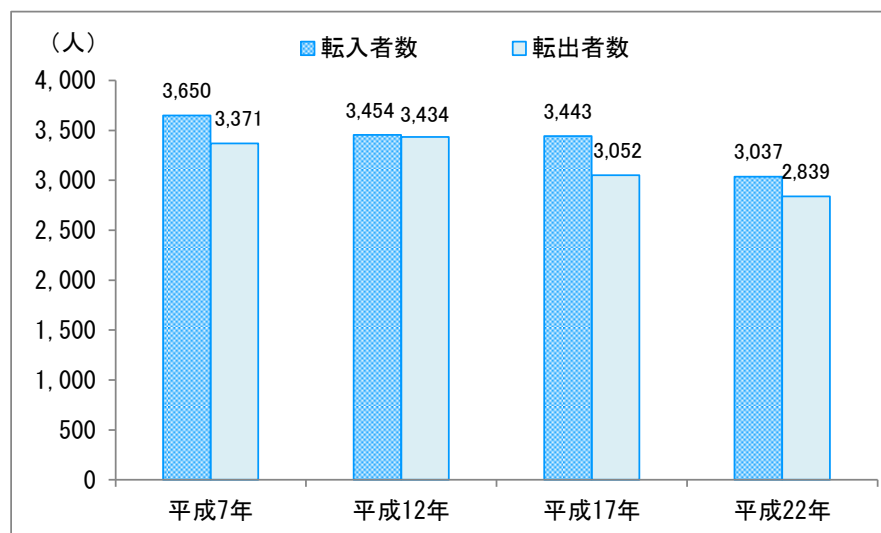
ひとり親家庭で生活保護を受けている世帯の数をみると、平成 24 年と平成 25 年はそれぞれ 6 世帯、平成 26 年は 7 世帯となっています。

図表 17 ひとり親家庭の生活保護受給世帯数¹



平成 7 年から平成 22 年にかけて、転入者数及び転出者数は減少しています。転入者数と転出者数を比較すると、いずれの年も転入者数が転出者数を上回っています。

図表 18 転入者数及び転出者数の推移²



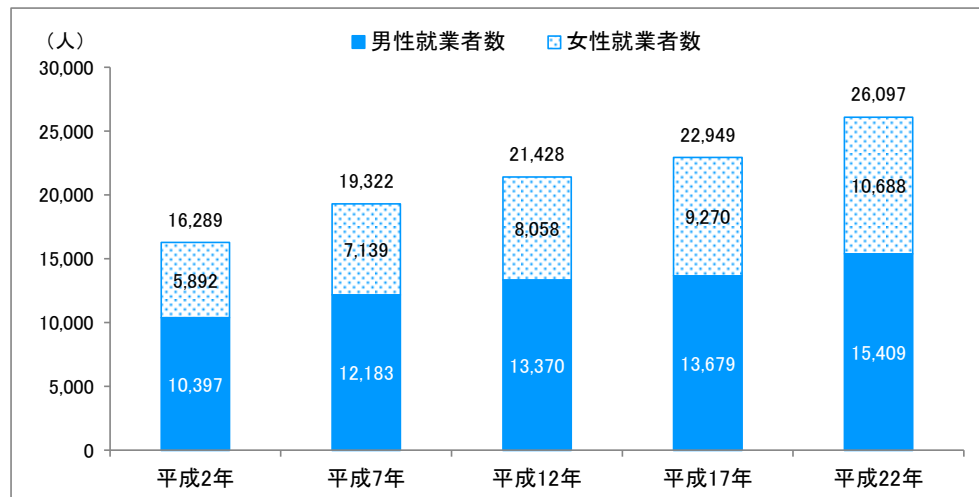
¹ 福祉課調べ（各年 4 月 1 日現在。※平成 24 年 1 月 4 日の福祉事務所設置に伴う業務のため、過去 3 年分の数値を抽出。）

² 住民基本台帳人口移動報告

(2) 就業者数の推移や産業構造

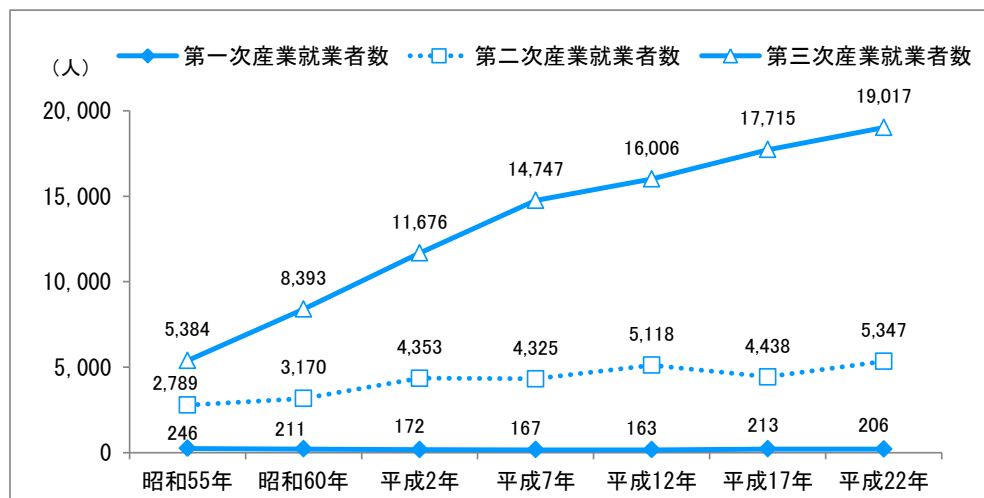
男女別就業者数の推移をみると、平成2年以降男女共に就業者数が増加しており、平成22年には男性就業者が15,409人、女性就業者が10,688人となっています。

図表 19 男女別就業者数の推移¹



産業種別就業者数の推移をみると、「第一次産業就業者数」は昭和55年から200人前後でほぼ横ばい、「第二次産業就業者数」は平成2年以降、4,000人～5,000人前後でほぼ横ばいに推移しています。一方、「第三次産業就業者数」は増加し続けています。

図表 20 産業種別就業者数の推移²

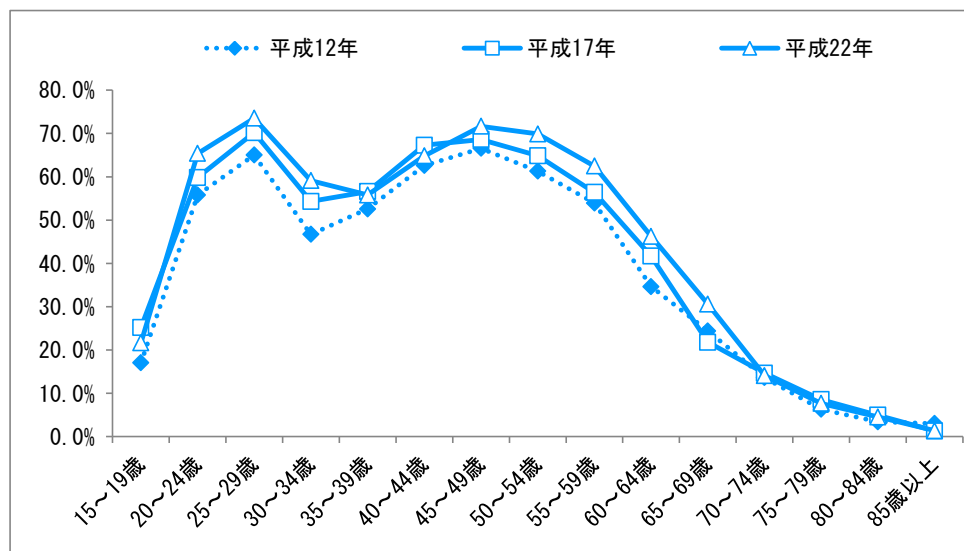


¹ 国勢調査

² 国勢調査

女性の年齢別労働力率は結婚・出産・育児期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。本市においても30～34歳の労働力率が低下していますが、平成12年から平成22年を比較するとM字曲線はやや浅くなっており、女性の結婚・出産・育児期の労働力率が上昇しています。

図表 21 女性の年齢別労働力率の推移¹



¹ 国勢調査

(3) 障がいのある児童に対する基本相談件数、障害児通所支援の通所受給者証交付数

障がいのある児童に対する基本相談件数は年々増加しています。このような背景から、障害児通所支援の通所受給者証交付数も増加傾向にあります。

図表 22 障がいのある児童に対する基本相談件数¹

項目	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
相談件数（実人数）	4	14	41	54	101

図表 23 障害児通所支援の通所受給者証交付数²

項目	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
交付数（実人数）	－	－	29	46	57

¹ 福祉課調べ（各年 3 月 31 日現在）

² 子育て支援課調べ（平成 24 年～平成 25 年 4 月 1 日現在、平成 26 年 12 月 31 日現在）

(4) 家庭児童相談、児童虐待通告受付件数

社会状況やライフスタイルの変化、核家族化の進行、就労環境の変化等により、子育てに関する不安や、子育てに負担を感じる保護者が多くなっています。

また平成 24 年 4 月に、新たに家庭児童相談室を設置したことに伴い、家庭児童相談受付件数が大幅に増加するとともに、児童虐待に関する報道や広報の強化によって社会的な関心が高まったことや、保護者のDVに伴う子どもへの心理的虐待について、警察からの通告が増加したことで、児童虐待通告受付件数も増加傾向にあります。

図表 24 家庭児童相談受付件数の推移¹

項目	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
受付件数（件）	140	118	73	139	255

図表 25 児童虐待通告受付件数の推移²

項目	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
長久手市受付件数（件）	11	11	19	23	20
愛知県受付件数（件）	637	1,137	1,499	1,730	2,344
全国受付件数（件）	44,211	56,384	59,919	66,701	73,765

¹ 子育て支援課調べ(各年 3 月 31 日現在)

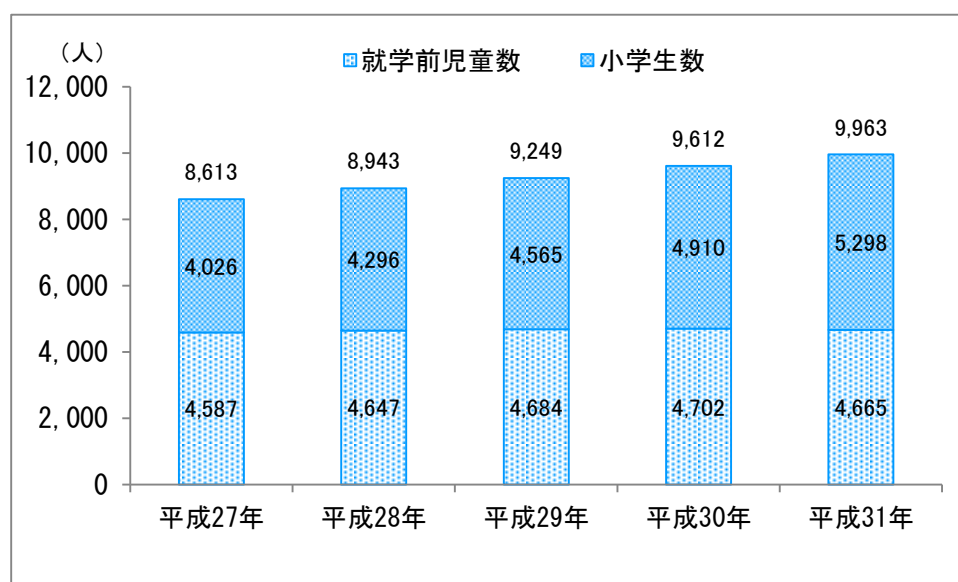
² 子育て支援課、愛知県中央児童・障害者相談センター、厚生労働省(各年 3 月 31 日現在)

(5) 小学生以下の児童数の今後の推計

小学生以下（0歳～11歳）の児童数をコーホート要因法¹により推計すると、以下のとおりとなります。

小学生以下の児童数は増加傾向で推移し、平成31年には9,963人になると見込まれます。そのうち、就学前（0歳～5歳）児童数は平成30年まで増加傾向で推移しますが、平成31年には減少し4,665人になると見込まれます。小学生（6歳～11歳）数については増加傾向で推移し、平成31年には5,298人になると見込まれます。

図表 26 就学前（0歳～5歳）児童数・小学生（6歳～11歳）数の推計²

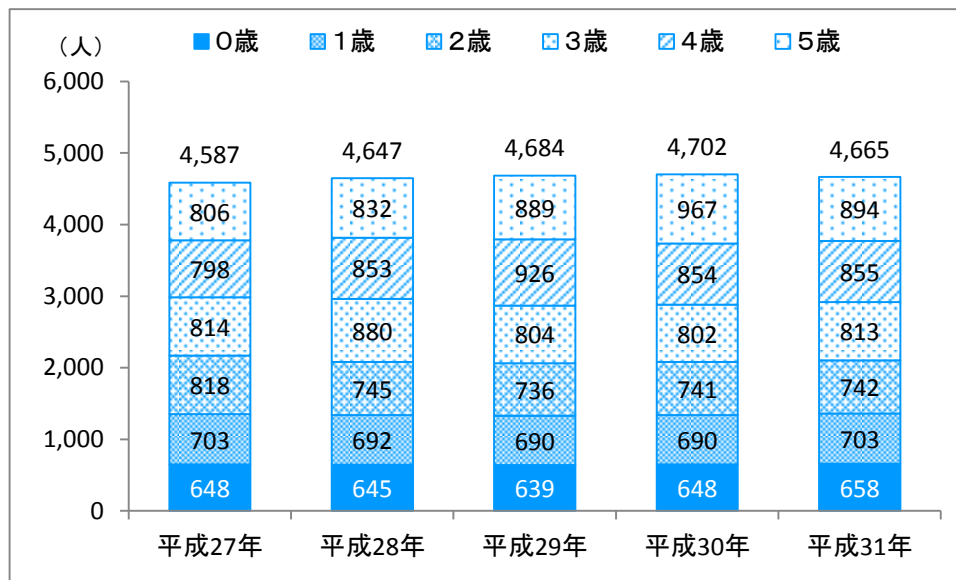


¹ コーホート要因法とは、同年（同期間）に出生した集団（コーホート）ごとに出生、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法。

² 子育て支援課調べ

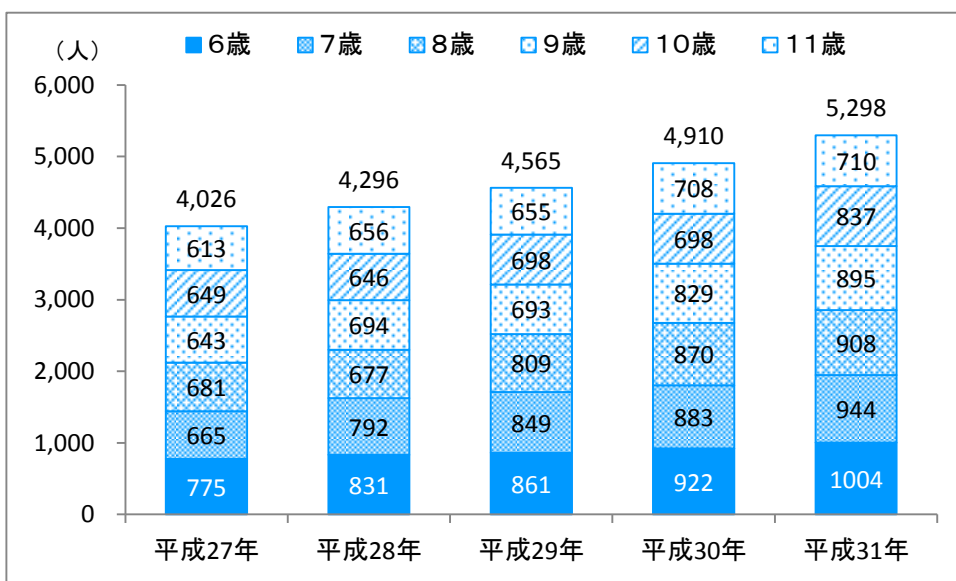
就学前児童数の推計を各歳別にみると、0歳～3歳は全体として減少した後に増加に転じ、4歳と5歳では反対に、増加した後に減少に転じると見込まれます。

図表 27 就学前児童（0～5歳）の推計¹



小学生数の推計を各歳別にみると、平成 27 年から平成 31 年にかけて各年齢とも増加傾向となることが見込まれます。

図表 28 小学生（6～11歳）の推計²



¹ 子育て支援課調べ

² 子育て支援課調べ

2. 長久手市の子育て支援事業の現状

(1) 子育て支援サービスの現状と利用の動向

新制度において給付制度となる「教育・保育施設（施設型給付、地域型保育給付）」、「地域子ども・子育て支援事業」、及び給付制度に入らないその他の事業の概要及び利用状況等は以下のとおりです。

■教育・保育施設の現状

教育・保育施設の概要及び利用状況等は以下のとおりです。

[教育・保育施設]（施設型給付）	
①幼稚園	学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される施設であり、1日4時間を標準として子どもの教育を行います。対象年齢は満3歳から就学前までです。 ※新制度に移行する幼稚園のみ対象。市内幼稚園は当面の間現行制度での位置づけとなります。 ◎3園（私立のみ） ◎定員 775 人 ◎市内幼稚園通園者数 755 人（うち市民利用 587 人） （平成 26 年 5 月 1 日現在） ◎市外幼稚園通園者数 705 人（平成 26 年 9 月 1 日現在）
②認可保育所	児童福祉法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される施設です。 ◎10 園（市立・私立） ◎定員 1,159 人 ◎入所児童数 1,067 人、待機児童数 12 人（0・1 歳児） （平成 26 年 4 月 1 日現在） ◎平成 27 年度から 1 園認可を予定
③認定こども園	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備えるものとして都道府県知事からの認定を受けた施設です。 ※新制度では、幼保連携型認定こども園は都道府県知事の認可を受ける施設となります。また、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられます。 ◎市内未設置（平成 26 年 4 月 1 日現在）

〔地域型保育事業〕（地域型保育給付）	
④小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、少人数（6～19人）を対象に保育を実施する事業です。 ※新制度では、市の認可事業となります。 ◎市内未設置（平成26年4月1日現在）
⑤家庭的保育事業	児童福祉法に基づき、市長が認定した家庭的保育者が自宅の居室等を保育室として使い、保護者に代わって子どもの保育を行う事業です。対象年齢は生後6か月以上3歳未満です。 ※新制度では、市の認可事業となります。 ◎2園（私立のみ） ◎定員10人 ◎在園児童数 9人（平成26年4月1日現在）
⑥事業所内保育事業	事業者が、事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。 ※新制度では、市の認可事業となります。 ◎平成27年度から1園認可を予定
⑦居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を行う事業です。 ※新制度では市の認可事業となります。 ◎市内未設置（平成26年4月1日現在）

■地域子ども・子育て支援事業の現状

新制度において「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられる事業の概要及び利用状況等は以下のとおりです。

[地域子ども・子育て支援事業]	
①延長保育事業	勤務時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合に、認可保育所で保育時間を延長して子どもを預かる事業です。 ※新制度では、保育の必要性の認定を受けることが必要です。 ◎5園（市立・私立）（平成26年4月1日現在）
②放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）	児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気等で昼間家庭で世話をすることができない小学生を預かる事業です。子どもに遊びと生活の場を用意して、その健全な育成を図ります。 ※新制度では、小学校6年生まで対象となります。 ◎9施設 ◎定員426人 ◎利用児童数411人（平成26年4月1日現在）
③子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が、病気その他の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を養護施設で一時的に養育します。対象年齢は1歳以上18歳未満です。 ◎1施設（児童養護施設への委託）（平成26年3月31日現在）
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	3～4か月児健診受診前の乳児のいる全家庭に、助産師または保健師が訪問し、乳児の体重測定や健康状態の把握、保護者の育児不安や悩みなどの相談、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。 ◎訪問件数684件（平成26年3月31日現在）
⑤養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	■養育支援訪問事業 家庭での適切な養育の実施を確保することを目的に、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅に定期的に訪問して養育に関する指導、助言等を行います。 ◎実訪問件数21件 ◎延べ訪問件数53件（平成26年3月31日現在） ■要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取り組みに対する支援です。 ◎要保護児童対策地域協議会実務者会議7回、代表者会議1回開催（平成26年12月末日現在）

⑥地域子育て支援拠点事業	子育て支援の拠点として、子育ての相談や情報提供、保護者同士の交流会の開催、子どもの遊び場の提供等を通じて子育てする方を支援する事業です。育児講座や親子遊び、おもちゃづくり等を体験できる教室を開催しています。 ◎子育て支援センター 1 か所 ◎利用者数 21,825 人 (平成 26 年 3 月 31 日現在)
⑦一時預かり事業	保護者が仕事や病気等で子どもを保育することができない場合等、就学前の子どもを一時的に預かる事業です。 ※幼稚園の預かり保育については、新制度では一時預かり事業に位置づけられます。 ◎市内幼稚園 3 園、保育所 4 園 (市立・私立) (平成 26 年 4 月 1 日現在)
⑧病児・病後児保育事業	病気回復期の子ども(病後児)や入院治療の必要はないが安静が必要な子ども(病児)が、まだ保育所・小学校等に通えない場合や保護者の都合(仕事や病気、冠婚葬祭等)で保育できない場合に、子どもを一時的に預かる事業です。対象年齢は、生後 6 か月経過後から小学校 3 年生までです。 ◎病児・病後児保育 1 施設 ◎病後児保育 1 施設 (平成 26 年 5 月 7 日開設)
⑨子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育てを協力したい人(援助会員)との会員組織をつくり、幼稚園、保育所等への送迎や通院の際の預かり等、地域で子育てを支援する事業です。対象(依頼会員)は、生後 6 か月経過後から小学校 6 年生までの子どもの保護者です。 ◎ファミリー・サポート・センター 1 か所 ◎会員数 741 人 (平成 26 年 3 月 31 日現在)
⑩妊婦健康診査事業	妊婦に対して受診票を交付し、県内の委託医療機関で妊婦健康診査を実施します。助産所や県外医療機関でを受けた場合にも助成をします。 ◎受診票交付数 675 人 ◎延べ受診者数 7,914 人 (平成 26 年 3 月 31 日現在)
⑪利用者支援事業	子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 ※新制度では新規事業として実施します。

■ その他子育て支援事業の現状

新制度において、子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として位置づけられる事業等の概要及び利用状況等は以下のとおりです。

[その他子育て支援事業]	
①家庭児童相談	市制施行に伴い平成 24 年 4 月に設置した家庭児童相談室において、育児やしつけの相談、児童虐待の通告や相談等、子どもに関する幅広い問題についての相談のほか、DV に関する相談を行っています。特に要保護児童対策事業として、児童虐待の早期発見、早期対応に努めています。 ◎家庭児童相談室 1 か所 ◎相談件数 255 件 ◎虐待通告受付件数 20 件 (平成 26 年 3 月 31 日現在)
②障害児通所支援・障がいのある児童に対する基本相談	障がいのある児童が、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応のための訓練等を、通所施設で受ける際に必要な通所受給者証の交付を行います。また、合わせて基本相談を実施しています。 ◎通所受給者証交付数 57 人 (平成 26 年 12 月 31 日現在) ◎基本相談件数(実人数) 101 人 (平成 26 年 3 月 31 日現在)
③ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭等の自立のため母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や子育てに関すること、また就業に関する相談・支援等を行っています。 ◎相談・支援件数 118 件 (内訳：生活一般 27 件、児童 4 件、経済的支援・生活援助 82 件、その他 5 件) (平成 26 年 3 月 31 日現在)
④放課後子ども教室	放課後等に小学校の教室を活用して、自主学習、自由遊び、異年齢交流、体験活動等を行っています。 ◎開室場所 西小学校・南小学校 ◎定員 各 50 人(計 100 人) ◎入所児童数 各 50 人(計 100 人) (平成 26 年 3 月 31 日現在)
⑤私立保育所通所助成金	保育が必要な生後 6 か月から 3 歳未満の児童が私立保育所へ通所している家庭に、保育料の一部を助成しています。 ◎補助対象児童数 50 人 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

⑥地域共生ステーション	市民及び市民団体、事業者、行政等が気軽に集い、語らい、地域の様々な課題に対する取り組みを行っています。 ◎地域共生ステーション 1か所 ◎利用者数 20,521人 (平成26年12月31日現在)
⑦子ども会活動の支援	児童の健全な育成を図ることを目的として活動する長久手市子ども会連絡協議会事業、単位子ども会事業、長久手市ジュニアリーダーズクラブ事業の活動等に対して補助金を交付しています。 ◎長久手市子ども会連絡協議会事業 ◎単位子ども会事業 21子ども会 ◎ジュニアリーダーズクラブ事業 1団体 (平成26年4月1日現在)

3. アンケートからみた市民の意識と実態

(1) 調査の目的

長久手市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするため、就学前の子ども及び小学生の子どもを持つ保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の方法と配布・回収状況について

区分	内容
調査対象	長久手市に在住する就学前児童の保護者 長久手市に在住する小学生の保護者
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成 25 年 11 月、12 月

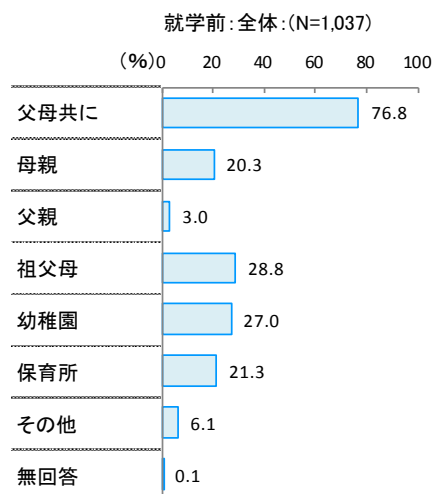
	就学前	小学生	合計
配布数	2,000	1,500	3,500
有効回収数	1,037 (51.9%)	678 (45.2%)	1,715 (49.0%)

(3) 調査結果について (抜粋)

日常の子育ての状況¹

子育てに日常的に関わっている者は、就学前で「父母共に」と回答した割合が 76.8%で最も高くなっています。次いで、「祖父母」(28.8%)、「幼稚園」(27.0%)、「保育所」(21.3%)となっています。

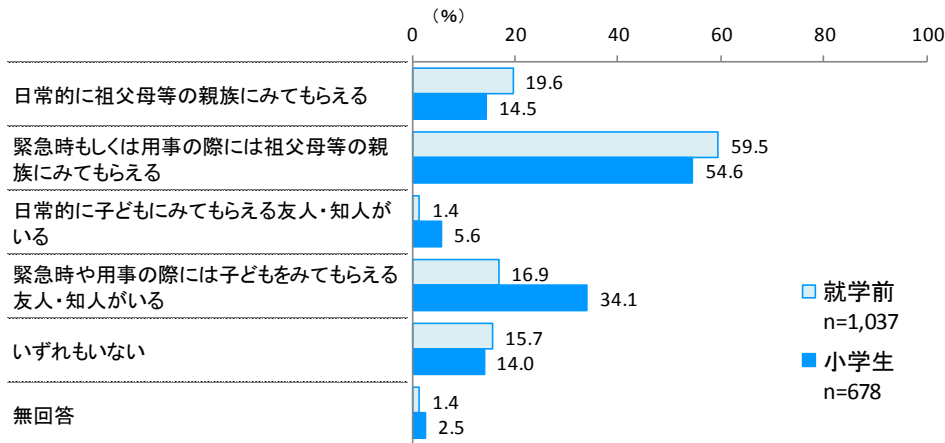
図表 29 子育てに日常的に関わっている者



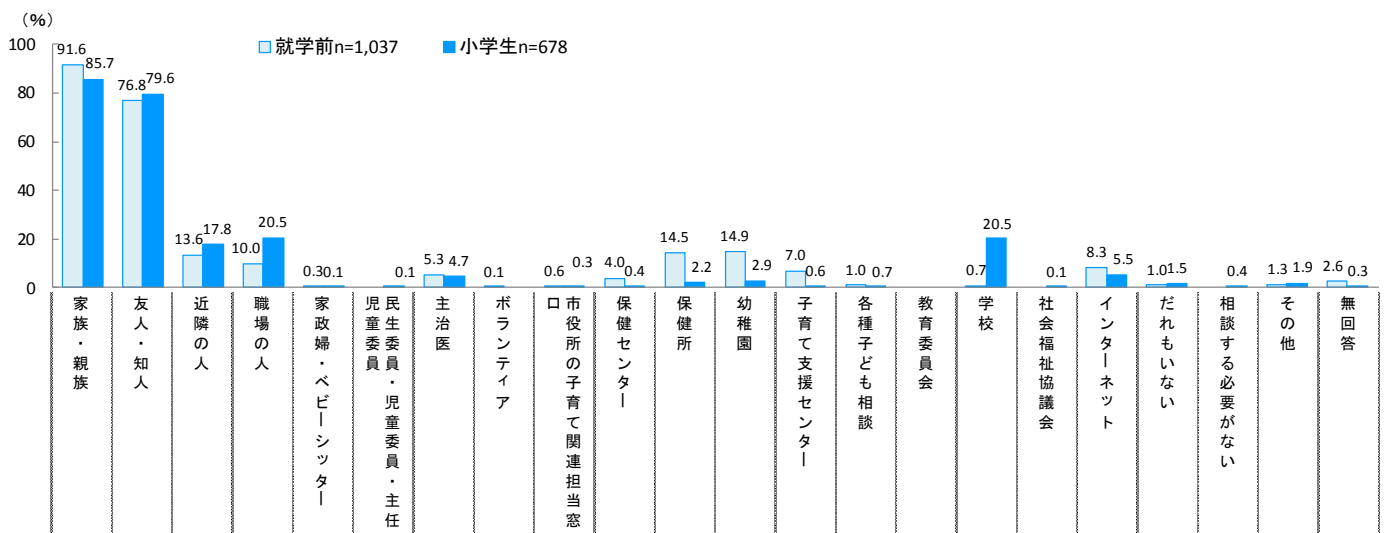
¹ 長久手市子育てに関するアンケート調査 (平成 26 年 3 月)

子どもをみてもらえる親族・知人の有無では、就学前、小学生共に「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が5割以上で最も高くなっています。就学前では次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(19.6%)、小学生では「緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(34.1%)が高くなっています。一方、就学前、小学生共に「いずれもない」は1割強となっています。

図表 30 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



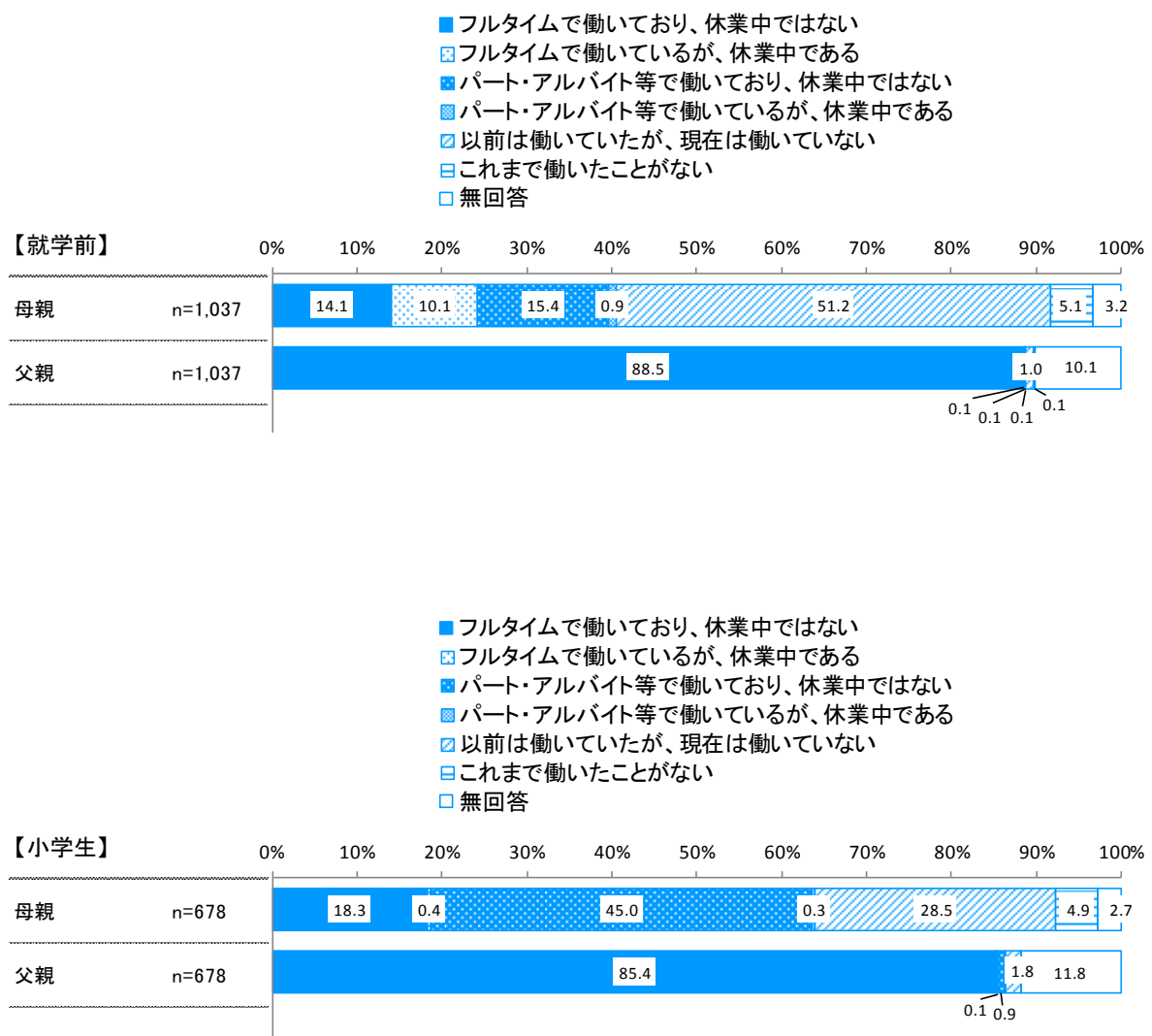
図表 31 子育てに関する相談先



保護者の就労状況¹

母親の就労状況では、就学前で「以前は働いていたが、現在は働いていない」が51.2%と最も高くなっています。小学生では「パート・アルバイト等で働いており、休業中ではない」が45.0%と最も高くなっています。一方、就学前、小学生共に父親の就労状況は「フルタイムで働いており、休業中ではない」が8割強で最も高くなっています。

図表 32 保護者の就労状況

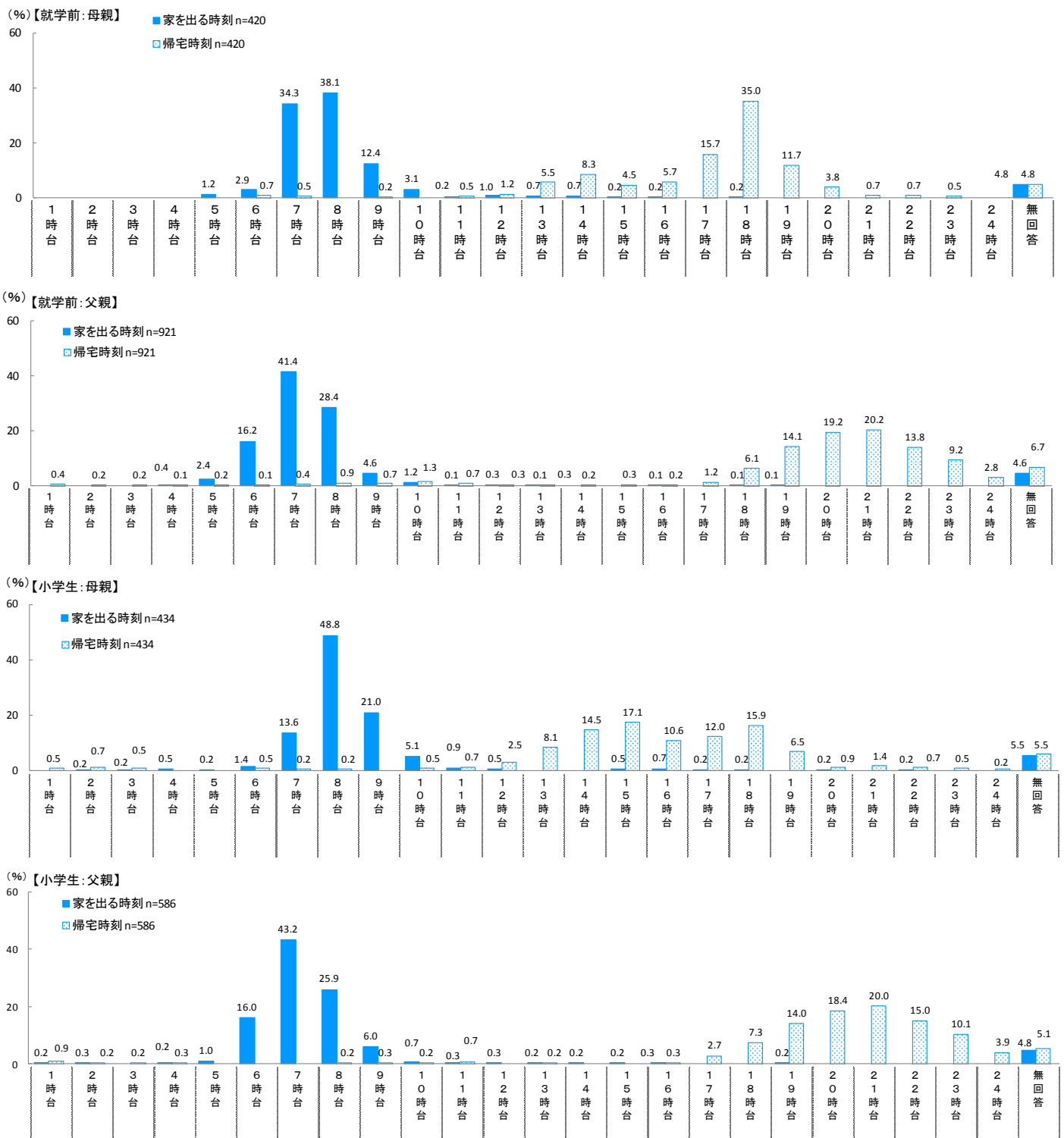


¹ 長久手市子育てに関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

保護者の外出時刻では、就学前、小学生とも母親の外出時間は「8時台」が最も高くなっており、父親の外出時間は「7時台」が最も高くなっています。

母親の帰宅時刻は、就学前では「18時台」が最も高く、次いで「17時台」となっています。小学生では「13時台」から「19時台」の間で分散しています。父親の帰宅時間は、就学前、小学生共に「21時台」が最も高く、次いで、その前後の「20時台」、「22時台」が高くなっています。

図表 33 保護者の外出時刻と帰宅時刻

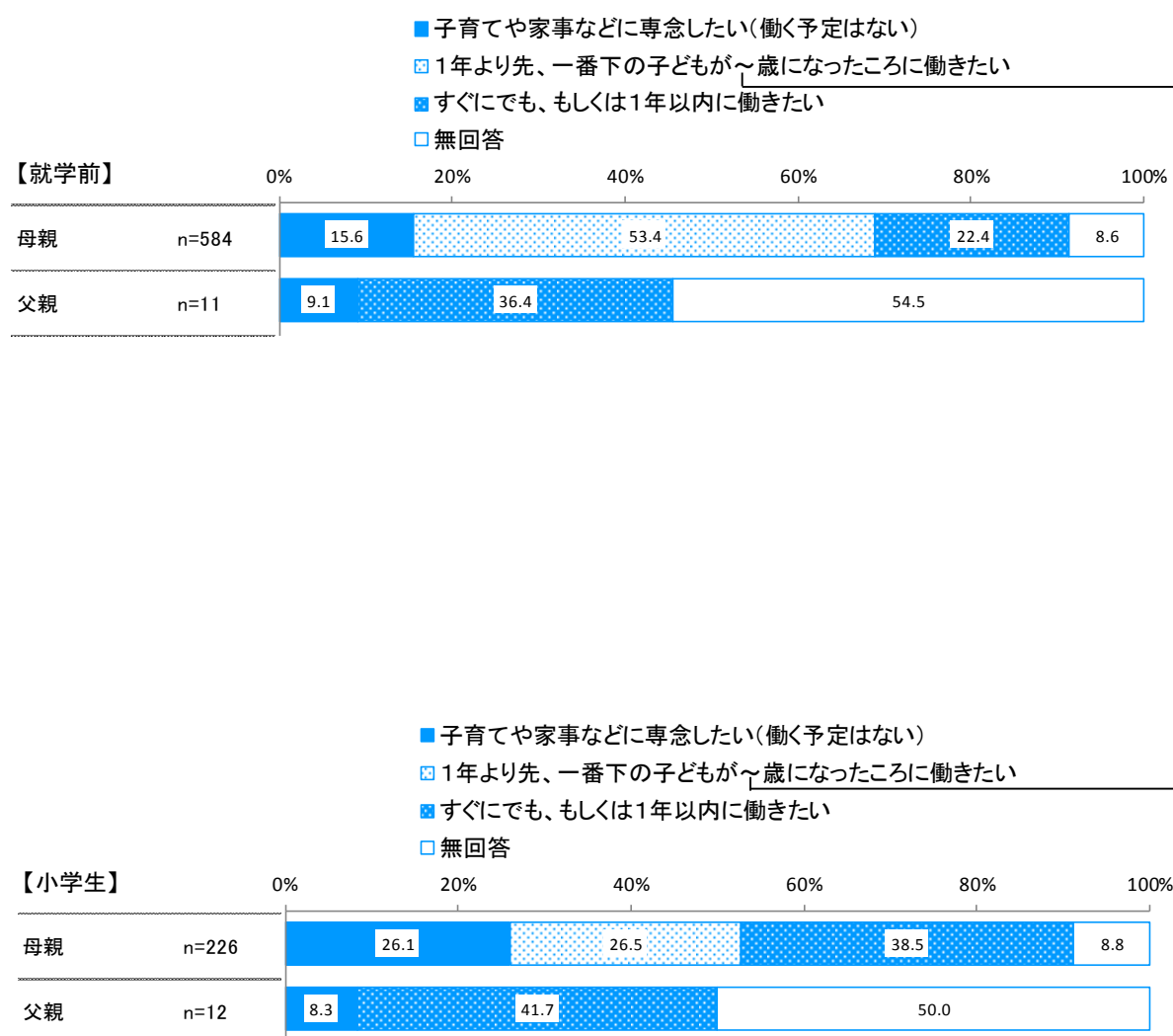


今後の就労希望について¹

今後の就労希望について、母親の就労希望は就学前で「1年より先、一番下の子どもが～歳（P35 参照）になったころ働きたい」が最も高く5割強となっています。小学生では「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が38.5%で最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが～歳（P35 参照）になったころに働きたい」（26.5%）、「子育てや家事などに専念したい」（26.1%）となっています。

一方、父親の就労希望は、就学前、小学生共に「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が最も高くなっています。

図表 34 今後の就労希望

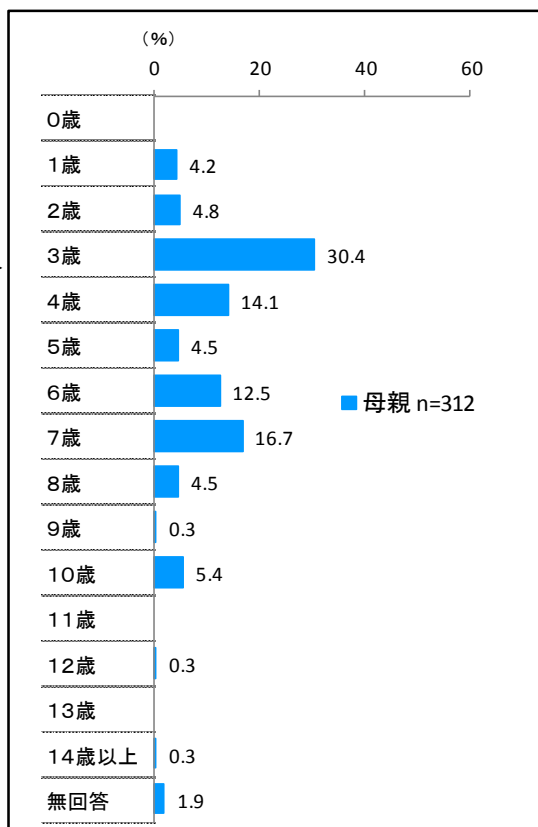


¹ 長久手市子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

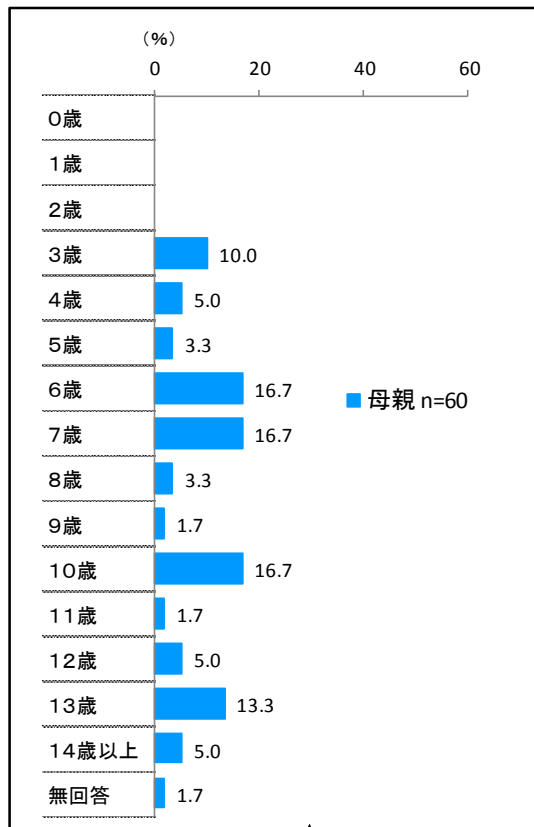
就労したい時の一番下の子どもの年齢は、就学前では「3歳」が30.4%で最も高くなっています。小学生では、「6歳」、「7歳」、「10歳」がそれぞれ16.7%で最も高くなっています。

図表 35 就労したい時の一番下の子どもの年齢

【就学前】



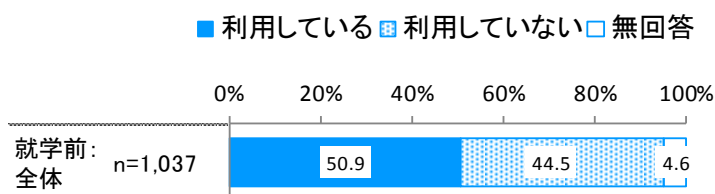
【小学生】



定期的な幼稚園・保育所等の利用状況¹

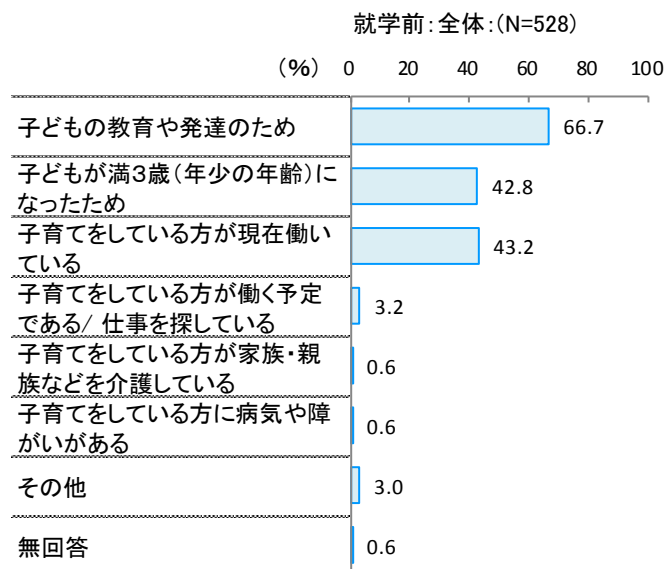
定期的な幼稚園・保育所等の利用状況は、「利用している」と回答した割合が 50.9%、「利用していない」が 44.5%となっています。

図表 36 定期的な幼稚園・保育所等の利用状況



定期的に幼稚園・保育所等を利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」と回答した割合が 66.7%で最も高く、次いで「子育てをしている方が現在働いている」(43.2%)、「子どもが満3歳(年少の年齢)」になったため(42.8%)となっています。

図表 37 利用している理由



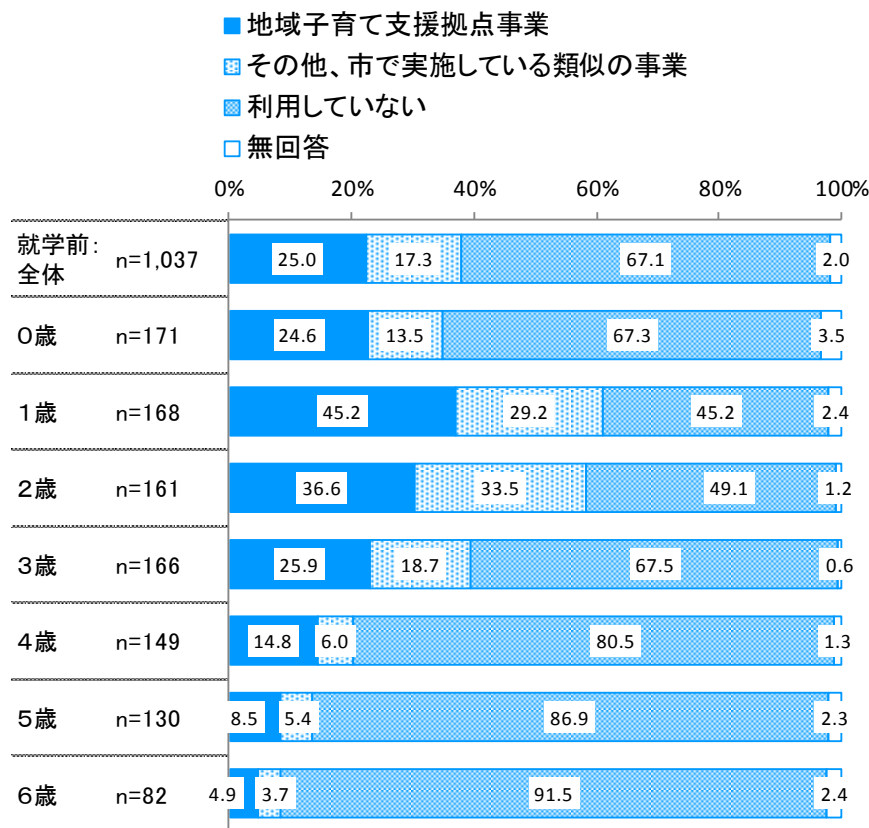
¹ 長久手市子育てに関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

地域子育て支援拠点事業の利用状況¹

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、就学前全体では「利用していない」が 67.1% で最も高くなっています。

年齢別でみると、年齢が上がるにつれて「利用していない」と回答した割合が高くなる傾向にあり、1歳で 45.2%が、6歳で 91.5%と約 2 倍となっています。

図表 38 地域子育て支援拠点事業の利用状況

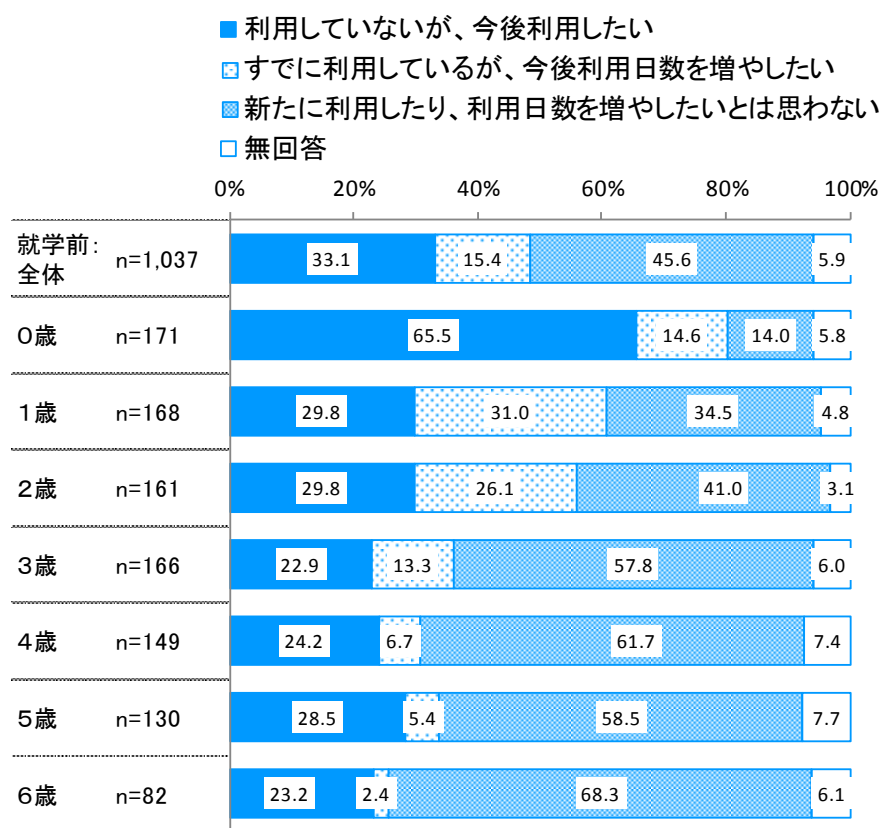


¹ 長久手市子育てに関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

地域子育て支援拠点事業の利用意向は、就業前全体では「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」をあわせた“今後、利用したい”と回答した割合は48.5%で約5割となっています。

年齢別でみると、年齢が下がるにつれて利用意向は高くなっており、0歳で「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した割合が80.1%と高くなっています。

図表 39 今後の利用意向



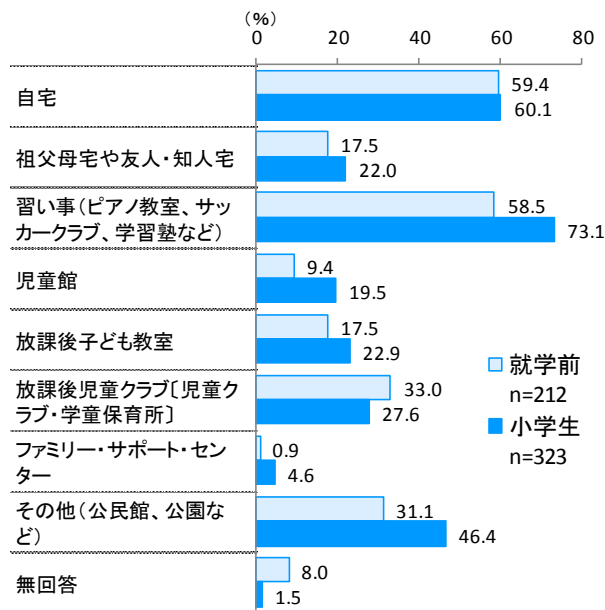
放課後の過ごし方¹

放課後の過ごし方の希望では、小学校低学年（１～３年生）のうちは、就学前では「自宅」（５９．４％）、「習い事」（５８．５％）の割合が高くなっています。小学生では「習い事」（７３．１％）、「自宅」（６０．１％）、「その他」（４６．４％）で高い割合となっています。

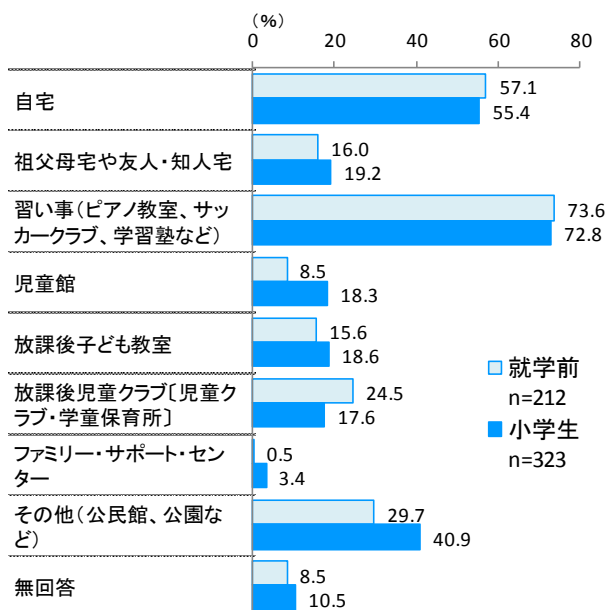
小学校高学年（４～６年生）になったら、就学前、小学生共に「習い事」が７割強と最も高くおり、次いで「自宅」が６割弱となっています。

図表 40 放課後の過ごし方

【小学校低学年（１～３年生）のうちに過ごさせたい場所】



【小学校高学年（４～６年生）になったら過ごさせたい場所】

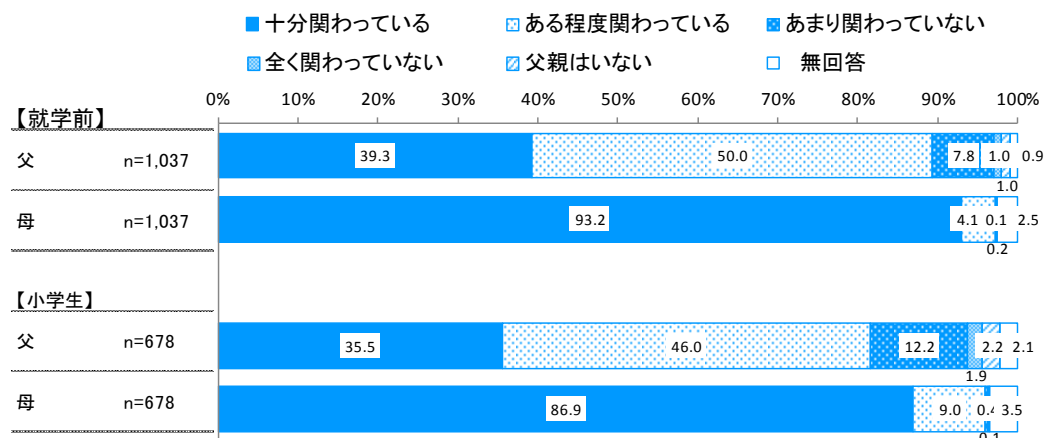


¹ 長久手市子育てに関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

育児参画の状況¹

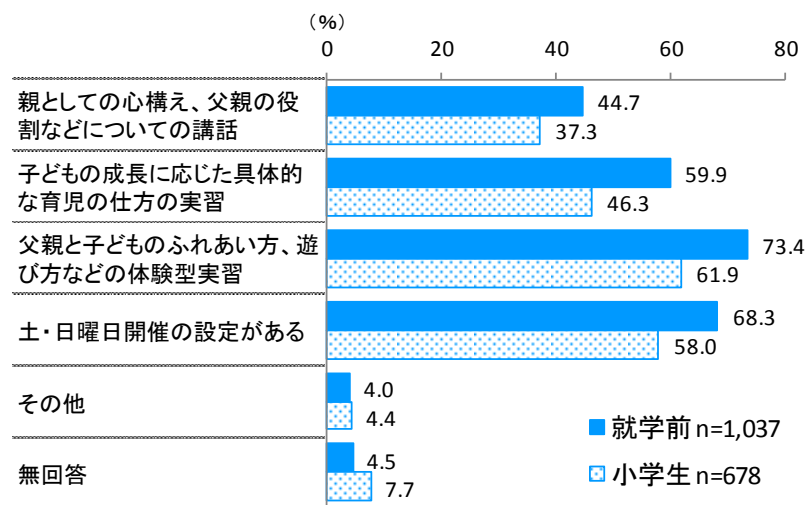
母親、父親の育児参画の状況についてみると、「十分関わっている」と「ある程度関わっている」と回答した割合は母親、父親共に8割を超えますが、父親では「ある程度関わっている」が占める割合が高く約半数となっています。また、「あまり関わっていない」と回答した父親が就学前で7.8%、小学生で12.2%となっています。

図表 41 子育てへの関わり



参加してみたい父親教室について聞くと、就学前・小学生共に「父親と子どものふれあい方、遊び方などの体験型実習」が最も高く、次いで「土・日曜日開催の設定がある」が高くなっています。

図表 42 参加してみたい父親教室



¹ 長久手市子育てに関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

4. 次世代育成支援行動計画の達成状況

次世代育成支援後期行動計画の事業の中で、計画の終期である平成 26 年度に向けて数値的な「事業目標」を掲げた事業の達成状況は、以下のとおりです。

基本施策1 家庭における「子育て力」を応援します！

(1) 放課後や休日などでの子どもたちの居場所の確保

児童館を整備し、子どもの安心・安全な居場所を確保するとともに、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業等の充実を図ってきました。また、平成 26 年 4 月には、市が洞小学校区に市が洞児童館を開設し、これによりすべての小学校区において児童館が整備されました。

図表 43 事業目標

事業名		平成 21 年度	平成 26 年度目標	平成 26 年度現在
放課後児童健全育成事業	児童クラブ事業	4 か所	6 か所	6 か所（平成 22 年度から上郷児童クラブ、平成 25 年度から長久手西児童クラブを開設）
児童館	児童館まつり	1 か所で開催	各児童館で開催。 平成 22 年度から順次地域に移し、企画運営にも子どもたちが関わるようにしていく。	青少年児童センター、上郷児童館、杵ヶ池体育館の 3 か所で開催。子どもスタッフ打合せは 6 回開催。

(2) 地域資源を活かした身近な子育て支援サービスの充実

平成 24 年 1 月の市制施行に伴う福祉事務所の設置を始め、ファミリー・サポート・センター事業、子育て相談、保健センター事業等、地域や専門家が子育て家庭を支援する事業に取り組んできました。

図表 44 事業目標

事業名		平成 21 年度	平成 26 年度目標	平成 26 年度現在
福祉事務所の設置 （家庭児童相談室の設置）		0 か所	1 か所	平成 24 年 1 月 4 日設置 （家庭児童相談室は 4 月 1 日設置）
親子救急講座		0 回	年 2 回	年 3 回実施
子育て支援センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	会員約 700 人	会員約 1,100 人	援助会員 73 名、依頼会員 541 名、両方会員 147 名、計 761 人。 依頼件数 2,003 件。
保健センター事業	10 か月児相談	年 14 回開催	年 16 回開催	年 14 開催。対象者 710 人のうち 650 名の参加。

（３）利用者の視点にたった保育サービスの充実

共働きの家庭の一般化や、働きながら子育てをする家庭が増える中での保育ニーズの高まりに対応するため、通常保育のほか、延長保育、障がい児保育、病児・病後児保育等の保育サービスの充実を図ってきました。

図表 45 事業目標

事業名		平成21年度	平成26年度目標	平成26年度現在
保育事業	延長保育	1園	3園	長湫西保育園、市が洞保育園、アスクはなみずき保育園、アインながくて保育園、アートチャイルドケア長久手保育園の5園で実施。
	障がい児保育	2園	3園	上郷保育園、長湫東保育園、長湫北保育園、市が洞保育園、アスクはなみずき保育園、アインながくて保育園、アートチャイルドケア長久手保育園の7園で実施。
	病児・病後児保育	0か所	実施	よつば（たかぎクリニック併設）、おひさまるーむ（アインながくて保育園併設）の2箇所を実施。
	特定保育	0園	1園	色金保育園、長湫南保育園、市が洞保育園、アスクはなみずき保育園の4園で実施。

（４）きめ細やかな配慮が必要な子どもたちや家庭への支援

子どもへの虐待を予防するため、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して要保護児童等への支援、見守り、保護等適切な対応に努めてきました。

図表 46 事業目標

事業名		平成21年度	平成26年度目標	平成26年度現在
要保護児童等対策事業	要保護に関するリーフレットの作成	広報紙等に関係記事を掲載	虐待防止を中心とした要保護に関するリーフレットを作成し配付する。	健康展において、児童虐待防止リーフレット及び啓発物品を配布したほか、啓発用DVDの視聴、オレンジリボンによる啓発を実施。

基本施策2 子どもたちや母親の健康づくりを応援します！

（１）妊産婦や母親の保健・医療の充実

パパママ教室や各種の健診、訪問指導を行い、妊娠期からの母親の健康の確保に努めてきました。また、妊産婦同士で悩みを話し合ったり仲間を作ったりする場の提供を行うとともに、正しい知識の提供によって出産に対する不安の解消を図ることに努めてきました。

図表 47 事業目標

事業名	平成 21 年度	平成 26 年度目標	平成 26 年度現在
パパママ教室	年 36 回開催	年 42 回開催	年 30 回開催。476 名参加。栄養コースについては内容をパパママ教室に統合。
パパママ教室栄養コース	年 6 回開催	年 9 回開催	
健康診査	公費負担 14 回	産婦健診 1 回追加	妊婦健診 14 回分。子宮頸がん検診費用を一部公費助成で実施。

基本施策3 子どもたち自身が育む「子育て力」を応援します！

（１）教育環境の充実

保育所、幼稚園、学校が連携して子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、途切れることのない一貫した教育を推進するとともに、中学校や給食センターの新設等、学校教育環境の整備を図ってきました。

図表 48 事業目標

事業名	平成 21 年度	平成 26 年度目標	平成 26 年度現在
中学校の新設	2 校 (北中学校基本設計)	3 校 (北中学校 平成 25 年度開校予定)	平成 25 年 4 月北中学校開校
給食センターの改築	新給食センター実施設計	新給食センター 平成 23 年度稼働予定	平成 24 年 1 月稼働。市内保育園、小学校、中学校に配食。

（２）家庭や地域で支える子どもたちの育ち

学校や公民館等の生涯学習施設を始め、育児教室等多くの親が集まる場や機会を活用し、育児や子育てに関する学習機会や情報の提供に努めてきました。

図表 49 事業目標

事業名	平成 21 年度	平成 26 年度目標	平成 26 年度現在
（仮称）長久手文化スポーツクラブ事業の推進	講演会の開催	平成 22 年度から総合型スポーツクラブへ移行予定	長久手文化スポーツクラブについては、市内全小中学校にて実施（継続）。総合型スポーツクラブについては、利用者ニーズに合わせて別に実施。

基本施策４ 子どもたちや子育てにやさしい地域づくりを応援します！

（１）安全で安心できる公園の整備と快適な居住空間の確保

「長久手市美しいまちづくり条例」に基づく緑豊かなうるおいのある景観づくりと快適な居住環境を整備するとともに、すべての市民が安心安全に住み続けられるようクリーンキャンペーン事業や環境保全事業等を進めてきました。

図表 50 事業目標

事業名	平成 21 年度	平成 26 年度目標	平成 26 年度現在
長久手南部浄化センター	設計	平成 25 年度供用開始予定	平成 25 年 4 月 1 日供用開始
都市公園整備事業の推進	片平一丁目公園、市が洞二丁目公園を整備するなど順次整備	平成 24 年度片平二丁目公園供用開始 平成 25 年度長湫南部公園供用開始	すべて整備完了

（２）子どもたちと子育てにやさしいまちづくり

カラー舗装によるあんしん歩行エリアを整備するとともに、子どもたちや妊婦や乳幼児連れの人が安心して外出できるよう子育てにやさしいまちづくりを進めてきました。

図表 51 事業目標

事業名	平成 21 年度	平成 26 年度目標	平成 26 年度現在
カラー舗装による安全対策の推進（※国庫補助事業）	770m	残り 1,180m 平成 23 年度完了予定	平成 22 年度 640m 実施、平成 23 年度に 670m 実施し事業完了。
	1 箇所 幹線道路交差点	2 か所（幹線道路交差点） 平成 23 年度完了予定	3 箇所実施。平成 23 年度完了。

基本施策6 仕事と子育ての両立を応援します！

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現と働きの見直し

男女が共にゆとりをもって子育てと仕事を両立できる社会の実現に向け、性別にかかわらずその個性と能力を充分発揮できるよう社会全体で子育てを担っていく仕組みづくりとともに、事業所等への意識啓発を進めてきました。

図表 52 事業目標

事業名	平成 21 年度	平成 26 年度目標	平成 26 年度現在
子育て支援サービスの土日開催	親子で遊ぼう教室、 ファミリー・サポ- ト講習会の土日開催	事業の拡大	親子で遊ぼう教室を土曜日に 4 回開催。ファミリー・サポート 講習会を土曜日に 1 回開催。
パパママ教室の土日開催	パパママ教室年 16 回土日開催	パパママ教室年 19 回土日開催	12 回開催。259 名参加。

目標を達成できなかった事業については内容の見直しをするとともに、必要な事業については引き続き継続して実施していきます。

5. 本市の子育て家庭をとりまく課題

本市における子育て施策について、現状分析やアンケート調査結果、次世代育成支援後期行動計画の結果から導き出された主要な課題は以下のとおりです。

（１） 幼児期の教育・保育の充実

本市では、就学前児童数は平成 30 年から 31 年頃まで増加し続けることが見込まれています。このことに伴い、子どもを預けるための保育所等のニーズが増加していく見込みです。また、アンケート調査結果からも定期的な教育・保育の利用希望が高い状況にあります。保育所や児童クラブにおいて待機が発生しているため、この解消に努めていくことを目指さなければなりません。このため、地域型保育事業等も活用し、教育・保育提供体制の拡充を図っていくことが必要であると考えられます。

（２） 放課後の居場所づくり

小学生数についても今後、増加し続けることが見込まれています。また、アンケート調査結果によると、就労家庭の子どもたちの放課後の居場所に対するニーズは高い状況にあります。このような背景に加え、いわゆる「小一の壁」や高学年移行時への対応を強化するため、放課後児童クラブ等を拡充するとともに、児童館、地域共生ステーション等多様な子どもの安全な居場所づくりを行っていくことが必要であると考えられます。また、子ども会活動について、児童数が増加傾向にあることから、活動の活性化を図る仕組みづくりの必要性があります。

（３） 子育てのための多様な支援の充実

就労形態の多様化が進んでおり、不定期の就労や子どもの急な病気等で、一時的に保育が必要となるケースへの対応が必要とされています。また、核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等による子育て家庭の孤立化を防ぐ支援を充実していく必要があります。アンケート調査結果によると、地域子育て支援拠点事業の利用ニーズについて、0 歳児の子どもを持つ保護者では 8 割を超える方が利用したい、もしくは利用回数を増やしたいと回答しています。

このような背景から、延長保育を始めとする多様な教育・保育事業の提供を図るとともに、子育て支援センター、児童館、ファミリー・サポート・センター事業等、利用者のニーズに対応したサービスの拡充が必要であると考えられます。

(4) 情報提供・相談体制の充実

名古屋市への通勤圏として、本市は比較的若い夫婦や子育て家庭の流入も多い地域です。そのため、祖父母等と居住地が離れており、子育ての援助を受けにくい世帯も多いと考えられます。

また、転入世帯の地域の繋がり希薄化も懸念されます。アンケート調査結果では、就学前児童の保護者の 15.7%、小学生の保護者の 14.0%が、子どもを見てもらえる親族・知人がいないと回答しています。保育・教育施設の量の確保だけでなく、保護者同士のネットワークづくりや情報提供・相談体制の拡大を図る必要があります。

(5) 障がいのある児童とその家族への支援の充実

近年、障がいのある児童とその家族への支援策が徐々に拡充するとともに、その内容や障がいに対する理解も広まりつつあります。平成 26 年 3 月末日時点で、障がいのある児童に対する基本相談件数は実人数で 101 名、障害児通所支援の通所受給証交付数は、平成 26 年 12 月末日時点で 57 件となっています。

今後も、障がいのある児童とその家族への支援施策に対するニーズは高くなると考えられることから、引き続き支援を拡充していくことが必要です。

(6) 児童虐待の予防及び防止

児童虐待通告受付件数は平成 22 年 3 月末現在で 11 件でしたが、平成 26 年 3 月末日時点では 20 件に増加しています。その背景として、身近な地域の中での交流の希薄化や保護者の孤立化等、様々な社会的要因が引き金になっていると考えられます。

児童虐待の早期発見・防止を図るため、関係各機関と連携し、予防、発見、再発防止、社会的自立に至るまでの総合的な支援・ケア体制の整備が求められます。

(7) ひとり親家庭への支援

国勢調査結果によると、本市のひとり親家庭の状況は母子世帯数で増加傾向にあり、特に 6 歳未満の子どもがいる世帯が年々増加しています。このため、ひとり親家庭の親と児童に対して、生活支援から就業支援までの総合的な自立支援を推進する必要があります。

(8) 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実

児童数の増減動向や合計特殊出生率の推移、妊娠届出書に記載されているアンケート項目で「困った時に助けてくれる人がいない」と回答した割合が多い現状から、妊娠・出産に関わる対象者への切れ目ない支援が必要と考えられます。

また、アンケート調査結果によれば、父親で育児に「十分関わっている」と回答した割合は4割弱となっています。夫婦及びその家族が子育てに参画できるよう施策を推進する必要があります。

(9) すべての子ども・家族の健全育成

健全な妊娠の継続と、出産、出産後の母子の健康管理、そして子どもの健やかな成長発達の促進のためには各種健診等が欠かせません。アンケート調査結果によれば、各種健診の認知度は高いものの、今後も受診率の向上や受診しやすい健診の整備が必要であると考えます。

(10) 子育てのための地域での支え合い

少子高齢化や核家族化等を背景に、これまで身近な地域において培われてきた「地域とのきずな」が希薄になってきています。アンケート調査結果によれば、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、親族については就学前児童を持つ家庭で約20%ですが、知人については1.4%と極めて少なく、またいずれもないと回答した割合が約16%でした。

このような背景から身近な地域で互いに助け合い、一丸となって子育て世帯を支え合う必要があります。

(11) 困りごとや悩みに気づく体制の充実

子育てに関する様々な悩みや不安等については、時として本人さえ気づかない潜在的なものもあります。このような悩み等に気づくためにはアウトリーチ（出向く）の手法の導入が求められます。

第3章 施策内容

1. 計画が目指す将来像

本計画は、子ども・子育て支援施策の充実に関する方向性を定めた事業計画です。

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保内容及び実施の時期を定め、同法に基づく業務の円滑な実施を図ることで本市の子育て環境の充実を図っていくことが求められます。同時に、市民の方々が地域で担っていた役割や居場所を取り戻し、互いに助け合うことで、生きがいをもって充実した日々を過ごせる、一人ひとりの幸福度が高い「日本一の福祉のまち」の実現に向けた施策を展開していく必要があります。このため、本計画の推進にあたって根底となる“基本理念”を以下のとおり定め、この理念を前提として各種施策を推進します。

■基本理念

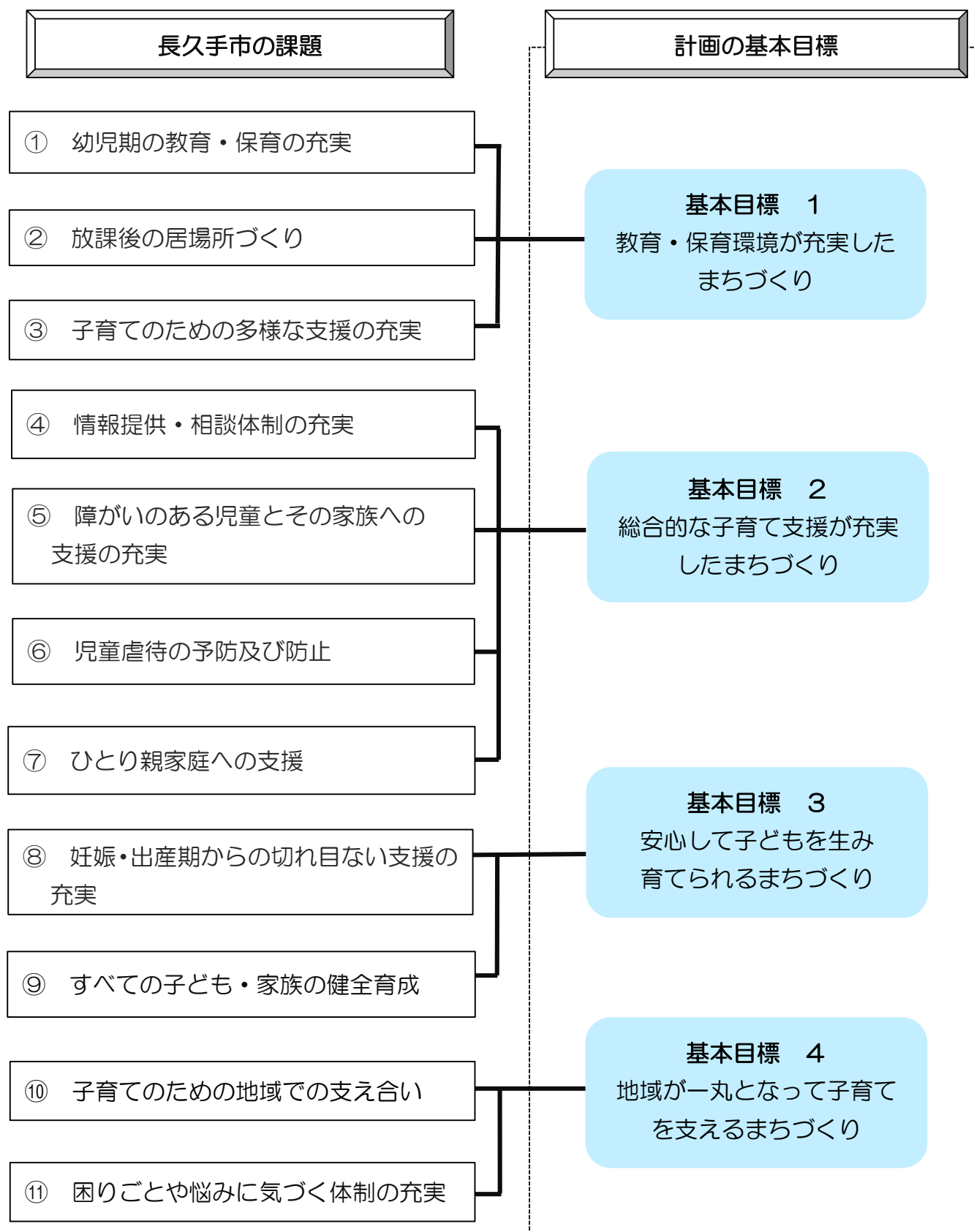
子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち
ながくて

■基本理念の考え方

- ・ 市民一人ひとりが子育てを自分たちの問題として認識し、様々な世代が主体的に行動することによって、子どもを通して地域の輪が広がるまちを目指します。
- ・ 子どもたちを家族、地域、行政が一体となって見守り、健やかな成長を促す子育て環境づくりに重点を置きます。
- ・ 親が子育ての責任を果たしつつ、社会や地域に参画できる環境づくりを行います。

2. 課題に対する基本目標

本計画の基本目標は、第2章で提示した本市の課題に対応するための目標です。以下のとおり、それぞれの課題に対する目標を設定しています。



3. 基本目標

基本目標

1

教育・保育環境が充実したまちづくり

子どもの育ちに大きな役割を果たす幼稚園、保育所、認定こども園等には、すべての子どもの最善の利益を第一に考え、家庭での子どもの「育ち」と「学び」を補完し、次代を担う子どもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。また、核家族化の進行や女性の社会進出、高齢者雇用の増加等、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増加している中で、保育・教育サービスへのニーズは年々高まっています。このような中、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育の一体的提供を推進するとともに多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

基本目標

2

総合的な子育て支援が充実したまちづくり

社会や経済環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育ての不安や孤立感が高まっている中、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため情報提供・相談体制の充実を図るとともに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた総合的な支援の充実に努めます。

基本目標

3

安心して子どもを生み育てられるまちづくり

子どもを生み育てようとする親や子育てを行っている親が、不安や負担感を乗り越えられるよう様々な支援を行うことが必要です。

特に、子どもを安心して生み育てられる環境の整備のため、親子の健康支援や相談支援体制の充実、同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、安心して子育てができ、本市で暮らし続けることができるよう多様な支援を実施します。

基本目標

4

地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、高齢者や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このような状況の中、本来地域で担っていた役割を取り戻し互いに助け合うことで、一丸となって子育て世帯を支援する環境づくりに努めます。

4. 施策の体系

基本理念

子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち
ながくて

基本目標

基本目標 1

教育・保育環境が充実した
まちづくり

基本目標 2

総合的な子育て支援が充実
したまちづくり

基本目標 3

安心して子どもを生み
育てられるまちづくり

基本目標 4

地域が一丸となって子育て
を支えるまちづくり

施策の柱

1 教育・保育サービスの充実

2 多様な子育て支援サービスの
充実

3 仕事と子育てを両立するた
めの環境整備

1 子育て支援のネットワー
クづくり

2 すべての家庭・児童への支援
体制の充実

3 子育て情報の提供と相談体制
の充実

1 ライフステージに応じた適切
な支援の推進

2 すべての子どもが健やかに
成長するための保健施策の充実

1 身近な地域で支え合う子育て
支援の充実

基本施策

主な事業

(1)教育・保育サービスの量的拡充

(P54)

○保育所の改築 ○地域型保育事業の推進
○認定こども園への移行の検討 ほか

(2)教育・保育サービスの質の向上

(P55)

○1歳児保育事業
○保育所の自園調理の拡大 ほか

(3)教育・保育サービス利用者等の負担軽減

(P56)

○児童クラブ利用料の軽減
○認可外保育施設利用者への支援 ほか

(4)放課後の子どもの居場所づくり

(P57)

○放課後児童健全育成施設の整備
○放課後子ども教室の拡充 ほか

(1)選択肢を増やす多様なサービスの充実

(P58)

○土曜日保育の時間延長
○出産祝い事業 ほか

(1)男女が共に子育てに参加することへの支援

(P60)

○男女が共に子育てができる働き方の実現のための啓発 ほか

(1)子育て支援のネットワークづくりの推進

(P61)

○地域子育て支援拠点事業
○子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

(1)障がいのある児童とその家族への支援の充実

(P62)

○障がいのある児童を対象とした相談支援事業の強化
○児童発達支援センターの整備
○障がい児保育 ほか

(2)児童虐待防止対策の推進

(P63)

○家庭児童相談の充実
○要保護児童等に対する支援体制の強化 ほか

(3)ひとり親家庭への支援の充実

(P64)

○自立支援員によるひとり親家庭への支援
○母子・父子家庭等の親への就業支援 ほか

(1)利用者支援体制の充実

(P65)

○利用者支援事業
○情報誌やホームページによる情報提供 ほか

(1)妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備

(P66)

○妊娠届出書アンケートの確認と面談
○訪問事業 ○産前・産後サポート事業

(2)妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実

(P67)

○健康教育（各種教室）○健康相談（各種相談）
○地域保健活動

(1)健全な妊娠への啓発と促進

(P68)

○思春期保健
○不妊治療費助成事業

(2)妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援

(P68)

○妊婦健康診査 ○乳幼児健康診査・相談等
○歯科保健

(1)身近な地域で支え合う子育て支援の推進

(P70)

○保育所における地域交流事業
○児童館でのボランティア活動 ほか

(2)いつでも相談できる人がいる地域づくりの推進

(P71)

○保育所地域活動事業
○育児相談事業 ほか

5. 施策の展開

基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

施策の柱1 教育・保育サービスの充実

教育・保育ニーズの高まりに対応し、待機児童ゼロを達成するため、教育・保育施設の提供体制の拡充とともに保育・教育施設や環境の機能強化等の支援を実施し、量的な拡充と質の向上を図ります。

(1) 教育・保育サービスの量的拡充

本市では3歳未満児に待機児童が発生しており、喫緊の対応が必要不可欠となっています。家庭的保育や事業所内保育、小規模保育等の事業を拡充し、待機児童ゼロを達成するための量的な拡充を図ります。

【主な事業】

○保育所の改築

長湫北保育園、上郷保育園、長湫東保育園について順次改築を進めます。

改築にあたっては、将来にわたるニーズに見合った規模とし、3歳未満児の待機児童の解消に向けて保育の量的拡大を目指します。

○地域型保育事業¹の推進

本市において課題になっている3歳未満児の待機児童の解消に向けて、地域型保育事業の推進を図ります。

¹ 地域型保育事業とは以下の4事業を指す。

- ・小規模保育事業…6人から19人の児童を保育
- ・家庭的保育事業…マンション等の一室を利用して最大5人の児童を保育
- ・事業所内保育事業…事業者が設置・運営する保育所の一部を地域の児童が保育所として利用
- ・居宅訪問型保育事業…個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅で1対1で行う保育

○認定こども園

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園への移行の検討を行います。

既存施設からの移行については、職員配置等についての課題も想定されることから、事業者の意向を踏まえた上で、移行を推進します。

(2) 教育・保育サービスの質の向上

教育・保育サービスが利用できる体制とともに、子どもを安心して預けることができる安全な環境が整備されることが必要不可欠です。保育士の研修や多様な主体への支援を図り、保護者と子どもが安心・安全に教育・保育サービスを利用できるよう取り組みを進めます。

【主な事業】

○幼稚園運営に対する補助

市内の私立幼稚園に対して運営費を補助することで、幼稚園事業の助長と促進を図ります。

○保育士研修への参加

保育の質の向上を図るため、愛知県等が実施する研修等に参加し、また本市独自でも市内保育所の保育士が参加可能な研修を開催して保育士の資質向上に努めます。

○1歳児保育事業

保育士1人が保育する1歳児の人数について、国基準（1歳児6人に対し保育士1人）に対して独自の基準（1歳児4人に対し保育士1人）を設け、児童の処遇向上を図ります。

○保育所の自園調理の拡大

平成26年4月に開園した市が洞保育園及び民間保育所3園で自園調理を行っています。自園調理は子どもたちの五感を豊かにし、心身の成長につながります。

今後、保育所の改築に合わせ、自園調理の拡大について検討を行います。

○保育所での米、野菜づくり

保育所で、地域の方々の手をお借りしながら、子どもたちと一緒に米や季節の野菜を育て、食することで、米や野菜の生長や収穫の喜び、食のありがたみを体験します。

○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿を拡大するため、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営について相談・助言等のサポートを行います。

(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減

教育・保育サービスには所得に応じた利用料が発生します。利用者等に対して所得に応じた適切な補助等を実施し、子育て支援サービスを利用したくても利用できない家庭がないように支援していきます。

【主な事業】

○児童クラブ利用料の軽減

生活保護受給家庭や低所得家庭の活動費を軽減する制度を新たに設けます。

○私立幼稚園就園奨励費補助金の支給

保護者の負担軽減のため、市内の児童が通う私立幼稚園に補助を行います。

○私立幼稚園通園助成金の支給

幼稚園教育の一層の充実と保護者の負担軽減を図ることを目的に、市内の私立幼稚園に通う児童の通園費の助成を行います。

○保育料の軽減

愛知県の補助事業に基づく第三子保育料無料化事業を継続し、保育料を軽減します。

○認可外保育施設利用者への支援

認可保育所以外の保育施設へ通所する0歳児から2歳児までの児童の保護者に対して助成金を支給します。

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に基づき特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業の実施に向けて検討を行います。

（４） 放課後の子どもの居場所づくり

就学前に保育サービスを利用していた子どもが、小学校に入学した際に放課後の居場所が無くなるということがないように、放課後の子どもの居場所づくりは必要不可欠です。子どもたちの安心・安全な居場所確保のため、児童館、児童クラブ、学童保育所、放課後子ども教室、地域共生ステーション等を活用することで放課後児童対策の充実を図ります。

【主な事業】

○放課後児童健全育成施設の整備

市が洞小学校区に学童保育所を新設します。

○放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供します。現在、市が運営する児童クラブ（６か所）と父母会が運営する学童保育所（３か所）があり、平成 27 年度からは小学生全学年を対象として実施します。

運営については保護者ニーズの多様化に伴い、開所時間の見直し等について検討を行います。

○放課後子ども教室の拡充

放課後等に小学校の教室を活用し、小学生が安心・安全に集える居場所として様々な体験・自主学習・交流活動を行います。

今後、東小学校の増築に合わせて新たに開室し、事業の拡充を図ります。

さらに、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、すべての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、「放課後子ども総合プラン」を推進します。本市においては、平成 31 年度を目標に全小学校区（６か所）で開室、うち半数について一体型の実施を目指します。

○児童館事業

子どもに健全な遊び場を提供し、その健康増進及び情操を豊かにするために、工作、各種大会、幼児教室、料理教室等の毎月の行事のほか、遠足、人形劇公演、陶芸教室等の事業を始めとして、地域の人材を活用した児童館事業の実施を進めていきます。併せて、児童館に対する保護者ニーズを把握して開館時間の延長等について検討を行います。

施策の柱2 多様な子育て支援サービスの充実

すべての子どもの幸せを第一に考えるとともに、働きたいと考えている保護者や、働きながら子育てをしている保護者のニーズをとらえ、必要に応じたサービスを利用することができるよう、多様な子育て支援サービスの充実に取り組み、安心して子育てができる環境整備に努めます。

(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実

働きたいと考えている保護者や、働きながら子育てをしている保護者のニーズに柔軟に対応することとともに、すべての子どもの幸せを第一に考えることが子育て支援サービス提供の前提条件です。

多様なニーズに対応した様々なサービスを利用することができるよう、子育て支援サービスを拡充していきます。

【主な事業】

○延長保育事業の拡充

多様なニーズへの対応として平成 27 年度から2園で朝7時から開園し、事業の拡充を図ります。

○土曜日保育の時間延長

平成 27 年度から市立保育所で1園、土曜日保育の時間延長を行います。今後も引き続き保護者のニーズを把握し、拡充について検討を行います。

○病児・病後児保育事業の実施

保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難な場合に、病気や病気の回復期にある児童の保育を行います。平成 26 年5月から病児・病後児保育1施設、病後児保育1施設、計2施設で実施しています。

病児保育について、現在は市外の施設で実施していることから、利用者の利便性の向上を図るため引き続き市内での実施を目指します。

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、幼稚園、保育所等で一時的に預かり保育を行います。市内幼稚園3園、保育所4園（市立・私立）で実施しています。

○出産祝い事業

交流都市宣言をしている南木曽町との地域間交流事業として、木曽の木材を使用した出産祝い品を配布します。

南木曽町は、木曽川上流の水源地として愛知用水通水以来、本市と水を通した交流を続けています。木曽の山々の木の温もりに触れて育つことで、木曽川の恵みに対する感謝の気持ちや自然を大切にする心を育てます。

○子育て短期支援事業の実施

保護者の病気、その他の理由で家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設で一時的に養育します。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助を行いたい方（援助会員）との相互援助活動を行います。本事業では、保育所等への送迎、体調不良や休養時に児童の預かり等を行うことで、仕事と育児の両立や地域の子育てを支援します。

○地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行います。

○児童館事業《再掲》

子どもに健全な遊び場を提供し、その健康増進及び情操を豊かにするために、工作、各種大会、幼児教室、料理教室等の毎月の行事のほか、遠足、人形劇公演、陶芸教室等の事業を始め、地域の人材を活用した児童館事業の実施を進めていきます。併せて、児童館に対する保護者ニーズを把握して開館時間の延長等についての検討を行います。

施策の柱3 仕事と子育てを両立するための環境整備

夫婦共働き世帯の増加や男性の長時間労働の傾向が続く中、子育てを行う親が性別に関わりなく家庭と仕事を両立しやすい環境づくりを推進することが求められています。このことについて市民一人ひとりが理解を深めることができるよう、広報紙・ホームページ、講座を通じた周知、広報及び啓発等を行います。

(1) 男女が共に子育てに参加することへの支援

男女が共に子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るため、広報紙・ホームページ等によりワーク・ライフ・バランスについて周知、広報を行うとともに、父親の育児参加に関する講座の開催等による啓発を行います。これらの施策は、平成24年度に策定した男女共同参画基本計画に基づいて推進します。

【主な事業】

○男女が共に子育てができる働き方の実現のための啓発

育児・介護休業制度等について広報紙・ホームページ等で周知・広報を行うほか、男性の育児参加に関する講座の開催等による啓発を行います。

○男女共同参画基本計画の推進

長久手市男女共同参画基本計画2017（長久手市DV防止基本計画を含む）を踏まえ、男女共同参画審議会による評価・提案等に基づき、計画の推進を図ります。

基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり

施策の柱1 子育て支援のネットワークづくり

身近な地域で子どもの健やかな成長を支援するためには、教育・保育施設やサービスを充実させるほか、十分手を差し伸べることができないニーズに対しては、共助による支援が必要不可欠です。このため、地域資源を活用した子育て支援情報の提供や、自主的な子育てグループによる活動を促進し、これらの連携・交流の促進と情報の共有化等、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

(1) 子育て支援のネットワークづくりの推進

地域子育て支援拠点事業による親子の交流の場の提供、子育て支援情報の提供、関連機関や子育て支援活動を行っているグループとの交流・支援のほか、ネットワークづくりのための機能を強化します。

【主な事業】

○地域子育て支援拠点事業 《再掲》

地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行います。

○子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークルや子育てボランティア育成のための講習会の企画や運営、また、これらの団体等の活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動場所の提供や活動の支援に努めます。

施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、身近な地域において適切な支援措置を講じ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する必要があります。このため、障がいのある児童とその家族への支援や児童虐待防止のための施策の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

(1) 障がいのある児童とその家族への支援の充実

障がいのある児童が身近な地域で安心して過ごせるようにするため、保育所、相談支援事業所、障がいのある児童に関わる組織等のネットワークを構築し、とぎれのない療育支援体制の構築を図ります。その上で地域の中核的な療育施設として児童発達支援センターの整備を行い、支援体制の強化を図ります。

【主な事業】

○障がい児通園施設「すぎのこ教室」の充実

知的発達や運動発達面で心配があると思われる児童を対象に、保護者も関わりながら、日常生活や遊びを通しての発達支援、集団生活への適応性を高めるための指導を行います。特に、臨床心理士等の専門職による療育相談の充実を図ることで、集団への移行過程にある児童及びその保護者のニーズに応じた支援を行います。

○障がい者自立支援協議会¹等を活用した支援体制の構築

障がい者自立支援協議会等を活用して、障がいのある児童に対する支援体制の構築についての検討を行います。

○障がいのある児童を対象とした相談支援事業の強化

障がい者相談支援センターに、新たに障がいのある児童専門の相談支援員を配置することで、相談支援事業の強化を図ります。

¹ 地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて協議することを目的とした、障がい者（児）関係団体や相談支援事業者等を構成員として組織する協議会。

○巡回相談の実施

障がいのある児童を対象とした相談支援事業の相談支援員が、市内の保育所等への巡回相談を実施します。特に就学前の児童及びその保護者に対する支援を行います。

○児童発達支援センターの整備

就学前児童への療育プログラムである児童発達支援を行うため、児童発達支援センターを整備し、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を構築します。

○障がい児保育

保護者からのニーズの動向に応じて障がい児保育実施園の拡充の検討を行います。

○発達相談業務の充実

家庭児童相談室において臨床心理士等が子どもの発達相談を行います。

(2) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は子どもの権利の侵害であり、社会全体で取り組むべき課題です。家庭児童相談室を中心に児童虐待の早期発見・防止を図るため、関係機関と密接な連携を図り、地域の中で予防、発見、再発防止、社会的自立に至るまでの支援・ケア体制の整備に取り組みます。また、合わせてDV防止対策の充実を図ります。

【主な事業】

○家庭児童相談の充実

家庭児童相談室において育児やしつけの相談、児童虐待の通告や相談、子どもに関する幅広い問題についての相談のほか、DVに関する相談・支援を行います。

○要保護児童等に対する支援体制の強化

要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し、要保護児童等に対する支援を行います。支援に関わる職員の専門性の強化、職員体制の充実等による体制の強化を図ります。

○児童虐待の発生予防・防止対策の強化

家庭児童相談や母子保健事業等の相談体制を充実することで、育児不安の解消を図ります。地域子育て支援拠点事業では保護者同士の交流の場を提供し、保護者の子育てにおける孤立化を予防します。また、広報紙・ホームページ等で児童虐待防止について啓発を行い、相談や通告場所の周知を行うことで、市民の問題意識を高め、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。

ODV 防止対策の充実

DV防止に関する広報・啓発活動を進めるとともに、相談窓口の周知、相談員の専門知識の習得及び関係職員の資質向上の推進、また中央児童・障害者相談センター、警察等関係機関との連携強化に努めることで、早期発見のための体制整備及び相談体制の充実、対象者の自立支援を図ります。

(3) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭は、子どもの養育や就労、生活等について様々な困難に立たされるケースがあります。このような困難に直面している家庭に対して総合的な支援を行い、自立した生活を営むことができるよう、施策を推進していきます。

【主な事業】

○母子・父子自立支援員

母子・父子家庭や寡婦の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

一時的に生活援助が必要となったひとり親家庭にヘルパーを派遣します。

○母子・父子家庭等の親への就業支援

母子・父子家庭の就業に関する相談等に応じます。また、ハローワークと連携して就業支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施します。

○児童クラブ利用料の軽減 《再掲》

生活保護受給家庭や低所得家庭の活動費を軽減する制度を新たに設けます。

○母子・父子家庭福祉資金貸付事業

母子または父子家庭、寡婦の方の家庭生活や職業生活の安定と向上、また児童の福祉増進を目的として必要な資金の貸付を行います。

○児童扶養手当の支給

母子家庭または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。

○遺児手当（愛知県・長久手市）の支給

母子家庭または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給します。

施策の柱3 子育て情報の提供と相談体制の充実

子育てに対する保護者の心理的負担や不安を軽減し、子育てをより楽しく充実したものとするため、多様な子育て支援サービスの充実を図るとともに、利用する保護者がそれぞれの状況に応じて適切なサービスを選ぶことができるよう、十分な情報の提供と総合的な相談支援体制の充実を図ります。

(1) 利用者支援体制の充実

多様な子育て支援サービスについて利用者が自由に選択でき、また適切に利用できるよう情報提供体制を整備します。合わせて総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

○利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業その他関係情報についての情報提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。

○家庭児童相談の充実 《再掲》

家庭児童相談室において育児やしつけの相談、児童虐待の通告や相談、子どもに関する幅広い問題についての相談のほか、DVに関する相談・支援を行います。

○情報誌やホームページによる情報提供

子育てに関する各種サービス、相談窓口、教育・保育施設や地域型保育、地域の子育て支援事業その他関係情報について、「おおきくなあれ」、広報紙・ホームページ等で周知していきます。

○地域子育て支援拠点事業 《再掲》

地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行います。

基本目標3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり

施策の柱1 ライフステージに応じた適切な支援の推進

妊娠から出産、育児などのライフステージに応じた多様な施策を実施し、不安や負担を乗り越えることができるよう支援します。

(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備

妊娠から産後の育児まで切れ目ない一貫した支援を継続して展開するため、支援を必要とする妊産婦、乳児及びその家族が健全な妊娠、出産及びその後の育児に取り組むことができるよう、潜在的なニーズも踏まえ、身近な場所での相談体制を整えていきます。

また、産前・産後サポート事業の実施によるきめ細かな支援体制の整備を推進するとともに、関係機関とも連携することで、地域資源を活かしながら子どもを生み育てやすい環境整備及び地域づくりを目指します。

【主な事業】

○妊娠届出書アンケートの確認と面談

親子（母子）健康手帳を妊婦に交付する際に、妊娠届出書に記載されているアンケート項目の『妊娠したときの気持ち』、『困りごと、悩みごと』等の記載内容から、妊婦自身の身体状況や家庭環境、身近な援助者の有無等について現状を確認します。

支援を必要とする妊婦やその家族については、いつからどのような支援が必要か関係機関も含めて検討し、必要な時期に応じた支援を行っていきます。

○訪問事業

妊娠時及び出産後は、生後 3～4 か月前までの乳児を対象とするこんにちは赤ちゃん訪問や、その後の月齢に応じた乳幼児を対象とする訪問事業等を行い、育児に関する情報提供や相談を行います。

また、あらゆる機会に様々な場所へ保健師が出向き、対象者のニーズに応じた事業展開を図ります。

○産前・産後サポート事業

産前及び産後の母体の体調管理を行い、心身共に安心・安全に自信をもって家族全体で育児に取り組めるよう、産前・産後のケアに取り組みます。産前・産後のヘルパー派遣や産後ショートステイ等の支援事業の展開を検討し、整備していきます。

(2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実

すべての子どもとその家族が健康に過ごすことができるよう、妊産婦、母親だけでなく、父親や子どもに関わる家族全体への啓発活動の充実に努めます。

また、支援が必要な対象者への個別対応としては、訪問等の取り組みを始めとした切れ目のない支援を目指します。

さらに、多様な場所に保健師が出向き、妊産婦や乳幼児の保護者が気軽に相談できる環境を整え、子育て家庭に寄り添う支援を行います。

【主な事業】

○健康教育（各種教室）

妊婦やその夫を対象とした「パパママ教室」、父親、母親及び家族を対象とした「育児に関する教室」等を行い、情報提供を図ります。

○健康相談（各種相談）

気軽に相談できる場所や場面の確保に努め、月齢や年齢に応じた育児のことや、子どもの発達について相談しやすい環境整備に努めます。

また、臨床心理士等の専門職の相談員を配置することで相談体制の充実に努めます。

○地域保健活動

保健師が地域共生ステーションや児童館を始めとした身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。

施策の柱2 すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

子育てのどの時期においても健やかな発達が促進できるように、時期に応じた健診等の保健施策を充実していきます。

(1) 健全な妊娠への啓発と促進

これから生み育てる世代となる思春期の中学生等に対して、妊娠・出産の正しい知識や命の尊さの啓発をすることで、望まない妊娠の防止に努めます。

また、妊娠を望む夫婦に対しては、不妊治療に対する助成を行います。

【主な事業】

○思春期保健

これから生み育てる世代となる中学生等を対象に、望まない妊娠を防止のため、妊娠・出産の正しい知識の啓発、命の尊さについての理解を深めることを目的に命の学習を行います。

○不妊治療費助成事業

医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた夫婦に対して助成金を支給することで、妊娠しやすい環境の整備を行います。

(2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援

健康診査を行うことで、その時期に応じた発育や発達の確認をしていきます。

質の高い健康診査の実施を目指し、健診の精度や受診率の向上、対象者が受診しやすい健診の環境整備を図ります。また、健診後は時期に応じた適切な支援を行います。

【主な事業】

○妊婦健康診査

妊娠初期から母胎の健康管理を目的に、妊婦健康診査の費用を一部公費負担とする受診票を交付し、定期的に医療機関で健康診査を受診しやすい体制を整備します。

○乳幼児健康診査・相談等

定期的に子どもの発達を確認して、疾病の早期発見や早期治療へとつなげることを目的として、3～4 か月児、10～11 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児、3 歳 8 か月児、5 歳児等を対象とした健康診査・健康相談を実施します。そのほか、1 歳までに 2 回、乳児健診を医療機関で受診する費用を一部公費負担とする受診票を交付し、月齢に対応した健診を実施します。

また、発達等が心配な子どもに対しては経過を確認し、保護者には必要な情報提供や相談を行う等の支援を行います。

乳幼児健康診査・相談では、育児状況や保護者の不安を把握するとともに、育児不安に早期に対応して虐待の予防に努めます。

○歯科保健

妊娠中、産後、10～11 か月、1 歳 6 か月、3 歳、3 歳 8 か月等の月齢や時期に応じた歯科検診、フッ素塗布、健康教育を行います。また、かかりつけ医での定期的な歯科検診も勧奨していきます。

基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

施策の柱1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

すべての子どもの健やかな育ちを実現するためには、社会全体で支援していくことが必要です。このため、これまで身近な地域で担ってきた役割を取り戻し、互いに助け合うことで、子育て世帯に対して一丸となって支え合う地域社会づくりを進めます。

また、次代の親を育成する観点から、子どもを生み育てることの意義や、子どもや家庭をもつことの重要性について理解を深めることが重要であることから、世代間交流を始め、親子の気づきを促す機会等の充実を図ります。

(1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進

地域全体で子育て家庭を支えていくためには、地域の方々が子どもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、その役割を果たしていくことが必要です。

特に本市にはたくさんの元気な高齢者がおり、これらの方々が積極的に関わることで、子育て支援の充実を図ります。同時に、支援者が主体的に行動することで、生きがいを持って暮らすことができるまちづくりにつなげていきます。

【主な事業】

○保育所における地域交流事業「高齢者による見守りボランティア」の実施

地域の高齢者による保育活動の補助や保育所の環境整備のお手伝い等、今まで人生の中で培われたノウハウを活かして様々な活動のお手伝いをしていただき、多世代交流を図るとともに身近な地域で子育てを支えあう環境づくりを推進します。

○保育所での米、野菜づくり 《再掲》

保育所で、地域の方々の手をお借りしながら、子どもたちと一緒に米や季節の野菜を育て、食することで、米や野菜の生長や収穫の喜び、食のありがたみを体験します。

○児童館でのボランティア活動

大学生から高齢者までの幅広い世代の方々が、児童館の運営にボランティアで関わり、子どもたちと交流する機会を提供します。

○地域福祉ポイント制度¹等との連携

高齢者による見守りボランティア及び児童館でのボランティア活動について、地域福祉ポイント制度との連携を始めとした市民参加の仕組みを検討します。市民全体が助け合い、福祉の向上に携わることができる地域社会づくりを進めます。

○放課後子ども教室

放課後等に小学校の教室を活用し、小学生が安心・安全に集える居場所として様々な体験・自主学習・交流活動を行う放課後子ども教室について、地域の人材を活用した体験プログラムを実施することで、交流活動機会の充実を図ります。

○地域共生ステーションの活用

地域の様々な課題に対して取り組みを行う地域共生ステーションを活用して、子育てを支える仕組みを検討します。

○子ども会への支援

子ども会活動に対して補助を行い、青少年の健全育成を推進します。また、自治会や大学生との連携を図る等、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりについて検討を行います。

(2) いつでも相談できる人がいる地域づくりの推進

子育てにおいては保護者が、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要であり、地域の中で子どもを育ていく必要があります。

一方、子育て中の保護者が持つ潜在的な悩みや不安に対しては、アウトリーチ（出向く）の手法等によって応える必要があります。このため、身近な地域での支援体制の充実を図ることで、いつでも相談できる人がいる地域づくりを目指します。

【主な事業】

○保育所地域活動事業（たけのこクラブ）

就園前の幼児と保護者を対象に、遊びの指導や園児との交流、子育て相談、保護者及び子ども同士の交流の機会を提供することで、身近な地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

¹ボランティア活動への参加にポイントを付与し、活動への参加を促す制度。

○地域保健活動《再掲》

保健師が地域共生ステーションや児童館を始めとした身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。

○育児相談事業の実施

子育て支援センターのほか、市内児童館で子育てに関する相談等を行います。

○民生委員・児童委員による支援

民生委員・児童委員による児童健全育成及び子育て支援活動を行っています。特に主任児童委員については要保護児童等に対する支援を行います。

○地区社協設置事業との連携

子育て相談やDV相談等について、コミュニティソーシャルワーカー（CSW¹）を置く地区社協設置事業との連携を図ります。

¹専門的な相談・支援を身近な場所で、支援を必要とされる方に寄り添いながら対応する専門相談員。

第4章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

教育・保育提供区域の設定は「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

本市においては今後の将来推計人口や地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、市全域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な拡充と質の向上を図っていきます。

ただし、放課後児童健全育成事業については小学校区での体制確保が重要であることから、小学校区を教育・保育提供区域として設定します。

2. 量の見込みと確保方策

平成 27 年度から平成 31 年度までの就学前教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

(1) 就学前教育・保育

量の見込みと提供体制

図表 53 1号認定（3歳以上、教育利用）の量の見込みと提供体制

(単位: 人/日)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定	1,250	1,331	1,358	1,356	1,356
	2号認定（教育希望）	125	133	136	136	136
	計（①）	1,375	1,464	1,494	1,492	1,492
提供体制	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	775	775	775	775	775
	広域利用分	720	720	720	720	720
	計（②）	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495
過不足（②－①）		120	31	1	3	3

図表 54 提供体制のうち広域利用分内訳（平成 27 年度～平成 31 年度）

(単位: 人/日)	名古屋市	日進市		尾張旭市	計
広域利用分内訳	540	140	-60	100	720

図表 55 2号認定（3歳以上、保育利用）の量の見込みと提供体制

(単位:人/日)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2号認定 (①)	881	937	957	955	955
提供体制	特定教育・保育施設 (②)	933	963	963	963	963
過不足 (②－①)		52	26	6	8	8

図表 56 3号認定（3歳未満、保育利用）の量の見込みと提供体制

(単位:人／日)			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3号認定	0 歳	80	80	79	80	82
		1・2 歳	437	410	406	407	411
	計 (①)		517	490	485	487	493
提供体制	特定教育・保育施設	0 歳	74	77	77	77	77
		1・2 歳	373	383	383	402	402
	特定地域型保育事業	0 歳	5	5	5	5	5
		1・2 歳	10	10	20	20	20
	計 (②)		462	475	485	504	504
過不足 (②－①)			－55	－15	0	17	11

確保方策

本市においては3号認定（3歳未満、保育利用）において待機児童が発生しており、今後の就労ニーズの増加に対応するため受け皿の確保が急務となっています。平成28年度に長湫北保育園改築、続けて上郷保育園改築における定員の増加を図り、これらのニーズに対応するとともに小規模保育施設の設置を促し、待機児童ゼロを目指します。

また、教育施設へのニーズは市内幼稚園のみで充足できないことから、広域調整を行うとともに既存施設の認定こども園化等を検討することにより提供体制の確保に努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業

量の見込みと提供体制

図表 57 延長保育事業の量の見込みと提供体制

(単位:人/日)	平成	平成	平成	平成	平成
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み (①)	76	77	77	78	78
提供体制 (②)	76	77	77	78	78
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

本市では、延長保育事業を市立・私立合わせて5園で実施しています。今後の需要量についても現在の提供体制で確保できる見込みです。今後も継続して実施していくとともに、利便性向上を図るため実施施設の増加についても検討していきます。

② 放課後児童健全育成事業

量の見込みと提供体制

図表 58 【市全域】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【市全域】 (単位:人/日)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	418	435	448	465	474
	高学年	51	52	53	57	59
	計 (①)	469	487	501	522	533
提供体制 (②)		555	555	555	576	586
過不足 (②-①)		86	68	54	54	53

図表 59 【長久手小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【長久手小学校区】 (単位:人/日)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	68	71	74	76	76
	高学年	13	13	13	15	15
	計 (①)	81	84	87	91	91
提供体制 (②)		98	98	98	98	98
過不足 (②-①)		17	14	11	7	7

図表 60 【西小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【西小学校区】 (単位:人/日)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	54	57	59	58	61
	高学年	6	6	6	6	7
	計 (①)	60	63	65	64	68
提供体制 (②)		80	80	80	80	80
過不足 (②-①)		20	17	15	16	12

図表 61 【東小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【東小学校区】		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(単位:人/日)						
量の見込み	低学年	23	20	23	27	29
	高学年	4	4	4	4	5
	計 (①)	27	24	27	31	34
提供体制 (②)		32	32	32	32	42
過不足 (②-①)		5	8	5	1	8

図表 62 【北小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【北小学校区】		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(単位:人/日)						
量の見込み	低学年	94	100	103	108	108
	高学年	10	11	11	12	12
	計 (①)	104	111	114	120	120
提供体制 (②)		114	114	114	135	135
過不足 (②-①)		10	3	0	15	15

図表 63 【南小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【南小学校区】		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(単位:人/日)						
量の見込み	低学年	58	60	59	62	66
	高学年	3	3	3	4	4
	計 (①)	61	63	62	66	70
提供体制 (②)		81	81	81	81	81
過不足 (②-①)		20	18	19	15	11

図表 64 【市が洞小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【市が洞小学校区】 (単位:人/日)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	121	127	130	134	134
	高学年	15	15	16	16	16
	計 (①)	136	142	146	150	150
提供体制 (②)		150	150	150	150	150
過不足 (②-①)		14	8	4	0	0

確保方策

本市では、小学校や児童館等において、児童クラブ（6か所）と学童保育所（3か所）を開設・運営しています。しかしながら、就労家庭の子どもたちの放課後の居場所に対するニーズは高く、一部の小学校区では待機が発生しています。「小1の壁」や高学年への移行時への対応を強化するために放課後児童クラブを拡充していくとともに、既存の公共施設等を活用した安全な放課後の居場所づくりを進めていきます。

※放課後子ども総合プランに基づく数値計画

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

「放課後子ども総合プラン」における「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。

本市において、放課後子ども教室の整備目標および一体型の実施目標について以下のとおり数値目標を定め、これを達成すべく、学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていきます。

図表 65 放課後子ども教室および一体型の数値目標

(単位:か所)	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
放課後子ども教室	2	6
うち一体型	0	3

③ 子育て短期支援事業

量の見込みと提供体制

図表 66 子育て短期支援事業の量の見込みと提供体制

(単位: 回/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (①)	2	3	3	4	4
提供体制 (②)	6	6	6	6	6
過不足 (②－①)	4	3	3	2	2

確保方策

本市では、今後の需要量についても現在の提供体制で確保できる見込みです。今後も継続して実施していきます。

④ 一時預かり事業

量の見込みと提供体制

図表 67 【幼稚園在園児】一時預かり事業の量の見込みと提供体制

【幼稚園在園児】 (単位: 回/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定による不定期利用	634	675	689	688	688
	2号認定による定期利用	11,260	11,981	12,231	12,212	12,212
	計 (①)	11,894	12,656	12,920	12,900	12,900
提供体制 (②)		11,894	12,656	12,920	12,900	12,900
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

図表 68 【幼稚園以外】一時預かり事業の量の見込みと提供体制

【幼稚園以外】 (単位: 回/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (①)		5,299	5,344	5,372	5,385	5,385
提供体制 (②)		5,299	5,344	5,372	5,385	5,385
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

確保方策

本市では、幼稚園3園、保育所4園で一時預かり事業を実施しています。今後の需要量についても現在の提供体制で確保できる見込みです。今後も継続して実施していくとともに、利便性向上のため実施施設の増加について検討していきます。

⑤ 病児・病後児保育事業

量の見込みと提供体制

図表 69 病児・病後児保育事業の量の見込みと提供体制

(単位: 回/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (①)	1,444	1,465	1,475	1,478	1,478
提供体制 (②)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
過不足 (②－①)	1,056	1,035	1,025	1,022	1,022

確保方策

本市では、病児・病後児保育を医療施設及び私立保育所に委託して実施しています。今後についても現在の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き現在の体制で実施していきます。

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

量の見込みと提供体制

図表 70 子育て援助活動支援事業の量の見込みと提供体制

(単位: 回/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	未就学児	1,846	1,850	1,855	1,860	1,857
	低学年	1,186	1,188	1,191	1,193	1,196
	高学年	533	534	535	539	545
	計 (①)	3,565	3,572	3,581	3,592	3,598
提供体制 (②)		3,565	3,572	3,581	3,592	3,598
過不足 (②－①)		0	0	0	0	0

確保方策

本市ではファミリー・サポート・センター事業を実施しています。今後も会員数の増加と利用の増加に対応していくとともに、利用者ニーズに対して的確な対応できるよう事業の拡充を図ります。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

量の見込みと提供体制

図表 71 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと提供体制

(単位: 回/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (①)		68,589	65,779	65,097	65,522	66,397
提供体制	利用回数 (②)	24,960	24,960	24,960	24,960	24,960
	箇所数	1	1	1	1	1
類似施設 (児童館)	利用回数 (③)	43,629	40,819	40,137	40,562	41,437
	箇所数	6	6	6	6	6
過不足 ((②+③) - ①)		0	0	0	0	0

確保方策

本市には子育て支援センターが1か所、類似施設として子どもと保護者が集える児童館が小学校区ごとに6か所整備されています。子どもや保護者同士が集まれる場へのニーズが特に高いことから、児童館等の既存の公共施設等の資源を有効活用し、身近な地域で集まれる場の確保を図ります。

⑧ 利用者支援事業

量の見込みと提供体制

図表 72 利用者支援事業の量の見込みと提供体制

(単位:人/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (①)		4,587	4,647	4,684	4,702	4,702
提供体制 (②)	利用回数	4,587	4,647	4,684	4,702	4,702
	箇所数	1	1	1	1	1
過不足 (②－①)		0	0	0	0	0

確保方策

窓口コーディネーターを配置することなどにより、子育て支援情報の一元的な管理・情報提供を行うことができる体制を整え、子育て家庭の適切なサービス利用を支援します。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

量の見込みと提供体制

図表 73 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと提供体制

(単位:人/年)	平成	平成	平成	平成	平成
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み (①)	648	645	639	648	658
提供体制 (②)	648	645	639	648	658
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

確保方策

今後も継続して全出生児に対して実施し、子どもの環境状態の確認と育児相談による子育て不安の軽減を図ります。

平成 25 年度の訪問数は 684 人であり、今後の提供体制として市の保健師及び助産師委託による助産師（計 2 名～4 名）で対応していきます。

⑩ 養育訪問支援事業

量の見込みと提供体制

図表 74 養育訪問支援事業の量の見込みと提供体制

(単位:人/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (①)	21	22	23	24	25
提供体制 (②)	21	22	23	24	25
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

確保方策

今後も、養育訪問が必要だと判断した家庭すべてに対して実施します。

平成 25 年度の訪問数は実人数で 21 人、延べ人数で 53 人であり、今後の提供体制として、市の保健師 2 名体制で対応します。なお、市で対応するため量の見込みは補助金申請件数と同数ではありません。

⑪ 妊婦に対する健康診査

量の見込みと提供体制

図表 75 妊婦に対する健康診査の量の見込みと提供体制

(単位:人/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (①)	648	645	639	648	658
提供体制 (②)	648	645	639	648	658
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

確保方策

今後も母子健康手帳を交付したすべての保護者に配布するとともに、健康診査の受診を奨励します。

平成 25 年度の受診票交付数は 675 人(妊娠届出書と同数)です。

量の見込みの実数は図表 73 の①のとおりであり、健康診査の延べ回数は、①の数値に 14 回を乗じた数となります。今後の提供体制として、引き続き県内委託医療機関及び助産所を実施場所とし、県外医療機関受診者も助成対象とします。検査項目は大分類 9 項目、実施時期は妊娠中となります。

3. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、市内に3つの幼稚園、10の保育所が整備されています。幼稚園では預かり保育を実施しており、保護者の就労形態に関わらず、夕方まで子どもを預けることができる体制を構築し、保護者のニーズに応じて教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。

保育現場では、心と身体の発達を促す幼児教育を踏まえた運営を推進しています。

また、幼稚園・保育所職員合同での保育等に関する研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図ります。

さらに、小学校とも連携して学校見学等の交流を行うことで、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図ります。

以上のような取り組みを進めていくことを前提とし、認定こども園については今後の社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向に応じて検討していくとともに、私立幼稚園・私立保育所の意向を踏まえた上で移行を推進します。

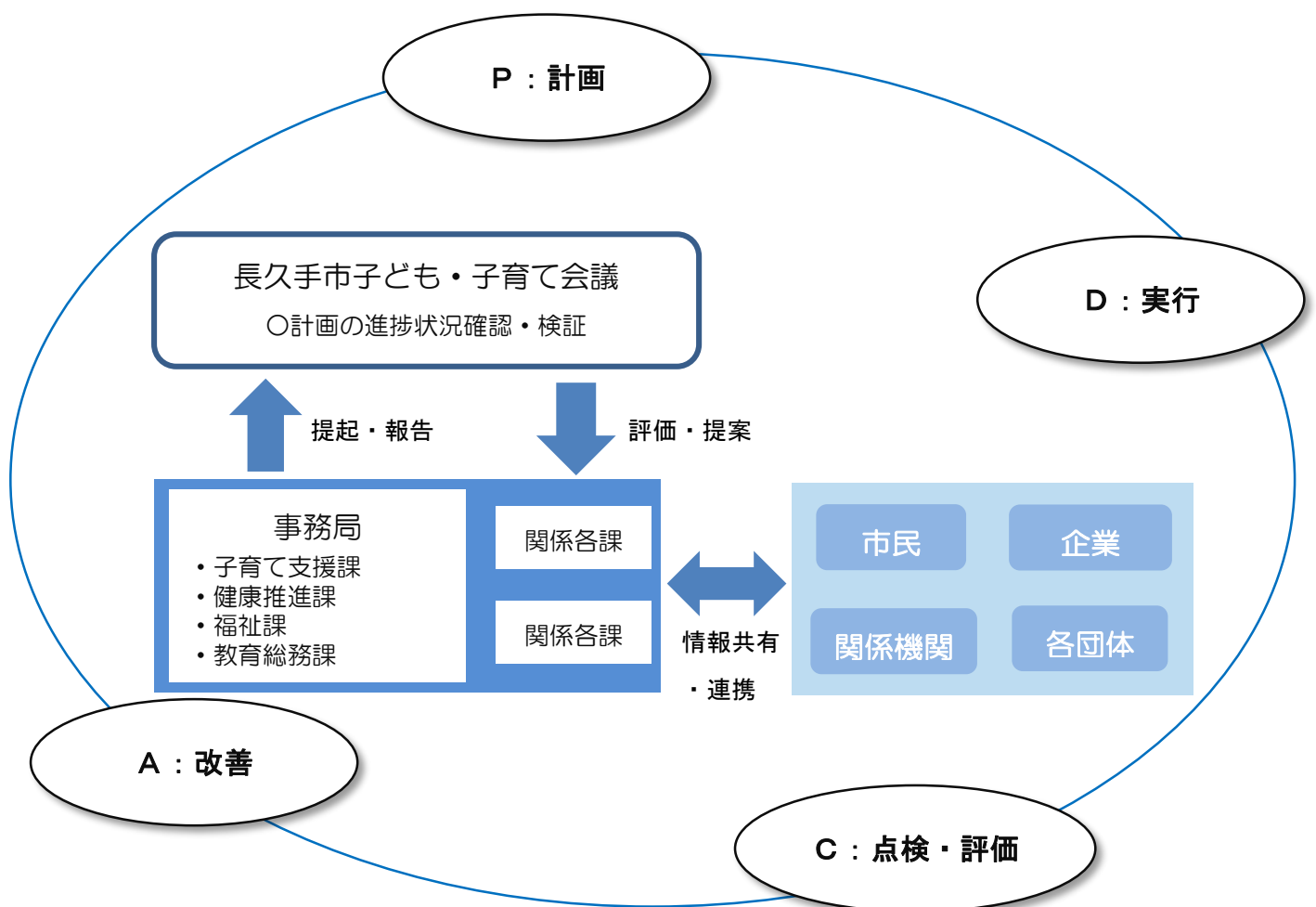
4. 計画の推進体制及び進捗状況の点検・評価

本計画の推進体制として、各関係部局が連携して横断的に取り組む推進体制を整備するとともに、学識経験者、各関係機関、団体の代表者及び公募の市民等を構成員とした、子ども・子育て支援法第77条に基づく「長久手市子ども・子育て会議」を中心に計画の進捗状況の確認や検証を行い、施策の推進を図ります。

進捗状況の確認や検証はPDCAサイクルに基づくこととし、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）の両面から毎年度点検・評価し、報告を行います。

なお、本計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画の推進体制】



資料編

1. 長久手市子ども・子育て会議開催経緯

幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」の施行準備・進行管理等、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、長久手市子ども・子育て会議を設置して本計画について以下のとおり協議を重ねました。

区 分		実施内容
第1回	日 時	平成 25 年 10 月 30 日（水）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
	場 所	市役所 西庁舎2階 第 7、8 会議室
	協議事項	1 次世代育成支援後期行動計画の平成 24 年度事業報告について 2 子ども・子育て支援新制度について 3 アンケート調査の実施について
第2回	日 時	平成 26 年 1 月 16 日（木）午後 2 時から午後 3 時 20 分まで
	場 所	ながくてエコハウス 多目的室
	協議事項	1 子ども・子育て支援新制度の構築について 2 アンケート調査結果について
第3回	日 時	平成 26 年 3 月 26 日（水）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
	場 所	市役所 西庁舎 2 階 第 7、8 会議室
	協議事項	1 アンケート調査結果報告について 2 新制度事業の「量の見込み」について
第4回	日 時	平成 26 年 7 月 1 日（火）午前 10 時 30 分から午前 11 時 55 分まで
	場 所	市役所 西庁舎 第 7、8 会議室
	協議事項	1 次世代育成支援後期行動計画の平成 25 年度事業報告について 2 作業部会報告 3 条例で定める必要がある事項について 4 子ども・子育て支援事業計画骨子案及び量の見込みについて
第5回	日 時	平成 27 年 1 月 26 日（月）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
	場 所	ながくてエコハウス 多目的室
	協議事項	1 長久手市子ども・子育て支援事業計画案について
第6回	日 時	平成 27 年 3 月 26 日（木）午前 10 時 30 分から午前 11 時 10 分まで
	場 所	市役所 西庁舎 第 7、8 会議室
	協議事項	1 長久手市子ども・子育て支援事業計画案について

2. 長久手市子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所 属 等
会 長	山本 理絵	愛知県立大学教育福祉学部教育発達学科教授
委 員	岩月 嘉彦	学校法人愛知医科大学人事・厚生室室長
委 員	遠藤 一夫	ながくて西クリニック院長
委 員	小川 百合子	愛知県瀬戸保健所健康支援課課長補佐
委 員	加藤 勝	長久手市社会福祉協議会会長
委 員	川本 達也	長久手市子ども会連絡協議会会長
委 員	川本 ひとみ	公募委員
委 員	川本 保則	長久手市立北中学校 PTA 会長
委 員	齋藤 啓美	長久手市立長湫北保育園保護者会会長
委 員	鈴木 多恵子	主任児童委員
委 員	田端 香代子	子育て支援ネット長久手会長
委 員	中島 愛子	公募委員
委 員	村田 育代	学校法人・田学園愛知たいよう幼稚園園長
委 員	安田 典正	長久手市立南中学校校長
委 員	横田 麻里	公募委員

(委員は 50 音順 敬称略)

3. 長久手市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第3項の規定に基づき、長久手市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（次項及び第3項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

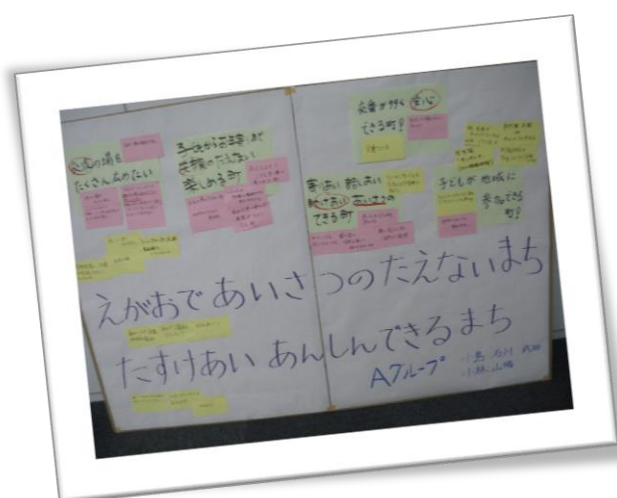
1 この条例は、公布の日から施行する。

4. 長久手市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会開催経緯

本市では、市民の視点から計画の目標や施策を検討し、方向性を定めていく市民参画の手法を取り入れることを目的として計画策定作業部会を開催しています。本計画では、以下のプログラムを踏まえて検討・提案された意見を取り入れ、基本理念や具体的施策、数値目標を掲げています。

区分		実施内容
第1回	日 時	平成 25 年 12 月 5 日（木）午後 2 時から午後 3 時 25 分まで
	場 所	市役所西庁舎 2階 第 7、8 会議室
	主要プログラム	1 子ども・子育て支援事業計画について 2 参加者意見交換
	目 的	・子ども・子育て支援事業計画とはどのような計画かを知る。 ・作業部会の役割を知る。 ・部会参加者のそれぞれの取り組み、思いを知る。
第2回	日 時	平成 26 年 2 月 14 日（金）午前 10 時から午前 11 時 50 分まで
	場 所	ながくてエコハウス 多目的室
	主要プログラム	1 長久手市の子ども・子育てを考えるグループワーク
	目 的	・長久手の子ども・子育ての現状評価。 ・子ども・子育てのより良い街にするための方策を考える。
第3回	日 時	平成 26 年 3 月 14 日（金）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
	場 所	ながくてエコハウス 多目的室
	主要プログラム	1 長久手の子ども・子育ての将来像を考える 2 将来像を実現するために必要なこと 3 グループ発表
	目 的	・長久手の子ども・子育ての目指す方向性、将来像とはどんなまちかを考える。 ・上記課題を実現するために何をすればよいのか立案する。
第4回	日 時	平成 26 年 7 月 11 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
	場 所	ながくてエコハウス 多目的室
	主要プログラム	子ども・子育て支援事業計画の数値目標に関する検討
	目 的	・アンケート結果から算出した量の見込みについて妥当性を検討し、意見交換をする。

区分		実施内容
第5回	日 時	平成 26 年 12 月 22 日（月）午前 10 時 30 分から正午まで
	場 所	市役所 西庁舎2階 第7、8会議室
	主要プログラム	子ども・子育て支援事業計画案について
	目 的	子ども・子育て支援事業計画案のとりまとめ
第6回	日 時	平成 27 年 3 月 18 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 5 分まで
	場 所	ながくてエコハウス 多目的室
	主要プログラム	子ども・子育て支援事業計画案について
	目 的	子ども・子育て支援事業計画案のとりまとめ



5. 長久手市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会委員名簿

	氏 名	所 属 等
コーディネーター	白石 淑江	愛知淑徳大学福祉貢献学部福祉貢献学科 子ども福祉専攻（保育学）教授

	氏 名	所 属 等
委 員	伊藤 まゆみ	希望の会
委 員	二宮 いずみ	希望の会
委 員	小島 いさ子	主任児童委員
委 員	藤倉 須美恵	主任児童委員
委 員	佐藤 直子	つむぎ
委 員	鈴木 ひとみ	長久手学童保育所父母会
委 員	加藤 力也	長久手北学童保育所父母会
委 員	竹腰 登志也	長久手長南学童保育所父母会
委 員	金子 由美子	長久手市立保育園保護者会
委 員	宮崎 恵梨	長久手市立保育園保護者会
委 員	河村 和枝	長久手ファミリー・サポート
委 員	古賀 めぐみ	長久手ファミリー・サポート

（所属別 50 音順 敬称略）

6. 長久手市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、長久手市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る検討を行うため、長久手市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会(以下「策定作業部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定作業部会は、次の事項を所掌する。

長久手市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る協議及び検討に関すること。

(組織)

第3条 策定作業部会は、子育て支援に携わる団体等で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 策定作業部会の庶務は、福祉部子育て支援課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定作業部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行し、平成27年3月31日を持って終了する。

長久手市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発行：長久手市

編集：長久手市 福祉部子育て支援課
福祉部健康推進課

住所：〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

TEL 0561-63-1111（代）

ホームページ：<http://www.city.nagakute.lg.jp/>

